

令和2年第2回東大和市議会定例会会議録第5号

令和2年6月3日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

- 第 4 第 4 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 5 第 5 号報告 平成 31 年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 第 6 号報告 専決処分の報告について
- 第 7 第 2 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 8 第 3 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 9 第 4 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 10 第 5 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 11 第 6 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 12 第 7 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 13 第 8 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 14 第 9 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 15 第 10 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 16 第 11 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 17 第 12 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 18 第 13 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 19 第 14 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 20 第 15 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 21 第 16 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 22 第 17 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 23 第 28 号議案 専決処分の承認について
- 第 24 第 29 号議案 専決処分の承認について
- 第 25 第 30 号議案 専決処分の承認について
- 第 26 第 31 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第 27 第 32 号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 28 第 33 号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 29 第 34 号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 30 第 37 号議案 統合型校務支援ソフト等の購入契約について
- 第 31 第 35 号議案 令和 2 年度東大和市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 32 第 36 号議案 令和 2 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 33 請願及び陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 33 まで

午前 9時32分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和2年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る5月29日に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日6月3日より6月12日までの10日間といたします。

会議録署名議員は、6番 尾崎利一議員、18番 東口正美議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。

再開後、第4号報告から第6号報告、第2号同意から第17号同意に続いて、第28号議案から第34号議案、第37号議案、第35号議案、第36号議案を順次審議した後、会期中審査分の請願及び陳情の付託を行います。

なお、第2号同意から第16号同意につきましては一括議題といたします。

6月4日は、一般質問となります。

6月5日、6月8日から11日までの5日間は、本会議を休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。常任委員会等の日程について申し上げます。

6月8日、午前9時30分から総務委員会を、同日、午後1時30分から代表者会議を、6月9日、午前9時30分から厚生文教委員会を、6月10日、午前9時30分から建設環境委員会を、同日、午後1時30分から議会運営委員会をそれぞれ開催いたします。

6月12日、最終日は、常任委員会等審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決した後、閉会となります。

議員提出議案の提出期限は、6月4日、正午となります。今定例会での一般質問通告者は5名となっております。

5月28日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなりました請願は1件、陳情は2件ございました。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

また、新型コロナウイルスにつきましては、いまだ感染が収束されず、今後も感染について予断を許さない状況が続く事態となっておりますことから、市議会におきましても引き続き感染が収束するまで、令和2年第1回定例会で実施した対策に、さらに水分補給や室内換気、傍聴などについての新たな対策を加えた新型コロナウイルス等感染症対策を実施してまいります。

その具体的な対策といたしましては、1、手洗い、うがいを頻繁に行うようにすること。2、せき、くしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチを使用して口や鼻を押さえる「せきエチケット」を守ること。3、マスク着用、消毒液の利用、小まめな水分補給を行い、各自で予防に努めること。4、会議中、発言する

際も、マスクを着用することについて制限しないものとする。5、会議中、小まめに休憩を取って室内換気を行い、演壇等の消毒を行う。6、傍聴については御遠慮いただき、インターネット映像配信を御視聴いただくようお願いする。また、各委員会についても、本会議と同様の対応をお願いすることといたしました。

以上の対策を、今後、感染が収束するまで本市議会において引き続き実施することを決定いたしました。

次に、今定例会においての本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、換気対策として本会議中は議場の西側の扉、傍聴席の北西側の扉、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、出席者につきましては、市長部局の説明員につきましては、原則、理事者及び部長職のみでの対応となり、説明員席は間隔を空けて配置することといたします。

議員につきましては、定例会初日及び最終日の議案等審議におきましては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員で出席することといたします。

また、一般質問の際には、定足数の11名以上となるように調整し、議員は退席できることといたします。

速記者の感染防止対策として、演壇席前方に飛沫感染防止パネルを設置いたしました。休憩ごとに消毒を行うことで、飛沫感染を防止いたします。

以上の本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましても、感染防止のため皆様におかれましては、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

6番 尾崎利一 議員

18番 東口正美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月3日から6月12日までの10日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。この場をお借りいたしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお治療を受けている皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、この間、身を挺して罹患された方々の治療に当たってこられた医療関係者の皆様の御尽力に、心より敬意を表します。

そして、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましては、これまで外出の自粛の徹底など、感染拡大防止に向けた市の取組に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、市長報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います市の対応の概要について、御報告を申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、本日までに計17回の会議を開催してまいりました。

本部会議では、国や東京都の動向を踏まえながら、市におけます新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための方針などについて検討し、市の対応について決定をまいりました。

具体的な市の対応としましては、市民の皆様に対します不要不急の外出自粛の要請、不特定多数の方が参加する市主催のイベント等の中止、公共施設の閉館、市立小中学校の臨時休業、マスク等の介護施設や東大和市医師会等への配布、そして市職員の2班体制の交代勤務の実施などを通しまして、感染拡大防止に努めたところであります。

加えまして、特別定額給付金に関しましては、1日も早い給付に向け、2班体制の中、職員に併任辞令を発令するなど、部を超えた職員体制により対応し、5月19日から給付を開始いたしました。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、6月下旬の給付に向け、事務を進めているところであります。

なお、市民の皆様への広報に関しましては、市報並びに市公式ホームページ、公式ツイッター、フェイスブックなどの広報手段を有効活用しながら、適時的確な情報発信に努めてまいりました。

こうした中、令和2年5月25日、東京都などにおけます解除をもちまして、全国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、市では5月26日に、公共施設における利用再開に向けた考え方など、新しい日常の定着のための段階的な取組を進めていくことを決定し、公表いたしました。

また、東京都では、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップで示した外出自粛、休業要請等の緩和措置を6月1日からステップ2に移行することを決定し、段階的な緩和が進められています。

しかしながら、緊急事態宣言が解除され、自粛要請が緩和された状況にありましても、5月下旬に市内で新たにお二人の感染症患者の発生が報告され、累計患者数は8人となりました。

また、都内における新規陽性者数の増加傾向が見られることなどから、昨日、6月2日、感染拡大の警戒を呼びかける東京アラートが発動されるなど、新型コロナウイルスの脅威が去ったわけではなく、感染拡大の第

2波を防止するための取組も必要であると認識しております。

今後につきましても、引き続き新型コロナウイルスから市民の皆様の生命や健康を守ることを最優先に、全力で行政運営を行ってまいります。

市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましては、感染症を早期に収束させるため、手洗い、うがい、マスクの着用など基本的な対策を徹底することや不要不急の外出の自粛、密閉・密集・密接の重なり、いわゆる3密を避けることなど、国が発表した新しい生活様式等の実践につきまして、引き続きの御協力を願います。

次に、主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を御配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、2月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のスマート東京についてであります。令和元年12月策定の未来の東京戦略ビジョンに位置づけたデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることなどを具現化するための戦略を策定したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2のゼロエミッション東京戦略及びプラスチック削減プログラム等の策定についてであります。気候変動の影響から、世界全体が危機的状況に陥っている状況を鑑み、2050年までにCO₂排出実質ゼロに貢献する具体的な取組等をまとめたことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の新型コロナウイルス感染症に関する状況及び都の対応についてであります。それまでの対応状況等について、東京都から報告がありました。

次に、議事4の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。令和2年度の予算案等について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の令和元年台風19号などによる災害見舞金の配分についてであります。全国市長会などから寄せられた災害見舞金について、市長会事務局から、大規模災害など26市共通の課題が発生した際に対応する財源とする旨の提案があり、これを承認いたしました。

次に、議事6の軽自動車及び二輪の小型自動車にかかる軽自動車税申告書受付業務等に関する覚書(案)についてであります。市長会事務局から、委託業務の見直しに伴う覚書の変更について説明があり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりに係る令和元年度の取組と今後の取組方針について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしました。

次に、2月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事2の赤十字活動並びに活動資金募集への御協力のお願いについてであります。各市が行う募金活動等を通じた活動資金の募集について、日本赤十字社から協力依頼がありました。

その他の議事につきましては、2月18日開催の東京都市長会役員会及び政策調査特別部会における審議と同様であります。

次に、4月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事2の全国市長会要望事項(令和3年度要望)の提出についてであります。令和3年度は前年度に比べ16件少ない123件の項目を要望することなどの説明が市長会事務局からあり、これを決定いたしました。

議事3の多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付要綱の一部改正についてであります。各市町村が行う住民がスポーツに親しみ、健康増進を図ることを推進する取組を支援する事業について、助成期間を令和3年度末まで延長すること等の説明が市長会事務局からあり、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、4月24日に東京都市長会が、書面開催されました。

議事4の行政のデジタル化及び多摩26市の職員交流についてであります。今後の行政経営で重要となるデジタル化や、これを担うICT人材の確保や育成を進める際に、多摩地域全体で職位交流を行うことについて、副市長会議にて検討する旨の提案が会長からあり、これを承認しました。

その他の議事につきましては、4月15日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、4月28日に東京都市区長会総会が書面決議により開催されました。

議事につきましては、全国市長会役員の推薦等についてであります。全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月18日に東京都市長会役員会が書面開催されました。

議事につきましては、東京都市長会の令和元年度事業報告等についてでありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月20日に全国市長会関東支部総会が、書面表決により開催されました。

議事につきましては、全国市長会関東支部に係る令和元年度の歳入歳出決算等でありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月25日に東京都市長会議が書面開催されました。

議事につきましては、5月18日、書面開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和2年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

4月7日に、国から東京都に対し、緊急事態宣言が発令され、また4月16日には、東京都は特定警戒地域に位置づけられ、不要不急の外出自粛等が要請をされました。その後、緊急事態宣言は5月31日まで延長されて

おりましたが、先行して解除された39県に続き、5月25日、東京都においても緊急事態宣言が解除されたところであります。

一方、昨夜は感染拡大の一層の警戒を呼びかける東京アラートが初めて発令をされました。いまだ感染の収束に向けては第2波の到来などが不安視される中、市議会議員の皆様、並びに市長部局の皆様には、第1回定例会、第2回定例会と、日程の短縮や新型コロナウイルス感染症拡大防止への対策等を講じた中での議会運営に御理解、御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

これから報告いたします会議等におきましても、本来はそれぞれの会場にて開催される総会等が、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての会議が書面により開催されましたことをあらかじめ御報告申し上げます。

初めに、4月17日に東京都市議会議長会臨時総会が書面により開催されました。

会務報告及び令和元年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について、了承されました。

次に、4月23日に関東市議会議長会定期総会が書面により開催されました。

会務報告のほかでは、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会をはじめとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

また、会長提出議案として、令和元年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、令和2年度同議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、都県提出議案については、関東市議会議長会として4件を全国市議会議長会定期総会へ提出することに決定をいたしました。

机上に配付いたしました報告資料を御覧願います。まず正議案3件についてであります。議案第1号として東京都市議会議長会から提出した、がん検診への支援の充実について、議案第2号は東京都市議会議長会から提出した、都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充、議案第3号は埼玉県市議会議長会から提出された、令和元年台風第19号災害からの復興・復旧についてとし、議案第4号は茨城県市議会議長会から提出された、地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充についてを予備議案とすることとなりました。

次に、5月8日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び総会がそれぞれ書面により開催されました。

最初に、理事会であります。会務報告のほか、令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、令和2年度同協議会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。役員の選任、総会決議として、三多摩地区上下水道及び道路対策に関する決議（案）を、原案どおり可決いたしました。

以上の案件を同日開催の総会に提案することで、承認いたしました。

理事会終了後に三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会が書面開催され、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり報告、承認をされました。

次に、5月26日に東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が書面により開催されました。

議事では、会務報告のほか、令和元年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告及び同歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和2年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画（案）及び同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。また、令和3年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月27日に全国市議会議長会定期総会が書面により開催されました。

議事では、部会提出議案及び会長提出議案を審議し、それぞれ原案どおり可決いたしました。

次に、5月29日に東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が書面により開催されました。

議事では、令和元年度の経過報告の後、令和元年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、令和2年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（中間建二君） 日程第4 第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 改めまして、こんにちは。

ただいま議題となりました第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、東大和市土地開発公社の経営状況について申し上げるものであります。

御報告申し上げます事項は、平成31年度東大和市土地開発公社事業報告及び決算であります。

初めに、平成31年度東大和市土地開発公社事業報告であります。公共用地取得事業、公共用地売却事業とにもごさいませんでした。

次に、平成31年度東大和市土地開発公社決算であります。

まず、収入であります。

事業外収入は、利息収入2万9,008円であり、定期預金及び普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は2万9,008円であります。

続いて、支出であります。

管理費は、一般管理費が7万5,648円であります。主なものは、法人市民税及び法人都民税であります。

予備費につきましては、支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は7万5,648円であります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第5 第5号報告 平成31年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中間建二君） 日程第5 第5号報告 平成31年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 平成31年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成31年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

平成31年度から令和2年度に繰り越しました予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業など全5事業で、平成31年度東大和市一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰り越しの内容につきまして、御説明を申し上げます。

1件目は、第2款総務費、第1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業で、翌年度繰越額は130万8,325円、繰り越しに必要な財源は、一般財源が130万8,325円であります。

2件目は、第8款土木費、第3項都市計画費の狭山緑地法面補強等工事監理委託で、翌年度繰越額は1,100万円、繰り越しに必要な財源は、一般財源が1,100万円であります。

3件目は、第8款土木費、第3項都市計画費の狭山緑地法面補強等工事で、翌年度繰越額は1億4,015万

6,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金4,000万円、市債3,600万円、一般財源6,415万6,000円であります。

4件目は、第10款教育費、第1項教育総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業で、翌年度繰越額は272万円、繰り越しに必要な財源は、一般財源が272万円であります。

5件目は、第10款教育費、第5項保健体育費の新型コロナウイルス感染症対策事業で、翌年度繰越額は95万6,000円、繰り越しに必要な財源は、一般財源が95万6,000円であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第6 第6号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第6 第6号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第6号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和2年2月6日に発生いたしました庁用自動車による人身事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和2年4月10日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年2月6日、木曜日、午前11時35分頃、武蔵村山市中藤3丁目18番地付近の都道青梅街道で発生いたしました庁用自動車による人身事故であります。

当日、庁用自動車が都道青梅街道を走行中、右折しようとした際に、前方から直進してきた相手方のオートバイに接触し、相手方を負傷及び車両を損傷させたものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償の額につきましては37万9,948円であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、事故の状況から、市が85%、相手方が15%の過失割合で示談をしたものであります。

額の詳細につきましては、相手方の車両修理等の代金の85%に当たります39万5,046円を市が負担し、市車

両の修理代金の15%に当たります1万5,098円を相手方が負担するものとし、それらの額を相殺した額である37万9,948円を、市が相手方に支払うものであります。

損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が相手方からの直接請求を受け、既に支払い済みであります。

なお、物件損害以外の賠償金につきましては、現在、交渉中でありますことから、損害賠償額の決定及び和解が新たに生じた場合には、改めて御報告させていただきたいと存じます。

今後、より一層、交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

日程第 7 第 2号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第 8 第 3号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第 9 第 4号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第10 第 5号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第11 第 6号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第12 第 7号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第13 第 8号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第14 第 9号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第15 第10号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第16 第11号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第17 第12号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第18 第13号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第19 第14号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第20 第15号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第21 第16号同意	東大和市農業委員会委員の任命について

○議長（中間建二君） 日程第7 第2号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてから、日程第21 第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてまでの15件を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま一括議題となりました第2号同意から第16号同意まで、東大和市農業委員会委

員の任命、計15議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現委員の任期が、令和2年7月19日をもちまして満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました15人は、東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則第7条に規定する候補者評価委員会からの意見を踏まえ、委員に任命することが適当であると認められることから、御提案申し上げるものであります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第2号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第3号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第4号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第5号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第6号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第7号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第8号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第9号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第10号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第11号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第13号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第14号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第15号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第22 第17号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中間建二君） 日程第22 第17号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第17号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました町田 務氏は、平成29年7月23日から固定資産評価審査委員会委員をお願いしておりますが、令和2年7月22日をもちまして任期満了となります。

町田 務氏は、これまで1期3年間、委員を務められ、固定資産評価について幅広い見識を有した方である

ことから、これまでの経験を生かし固定資産評価審査委員会委員として、引き続き選任したいと考えているところであります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第17号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第23 第28号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第23 第28号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

今回の主な改正点は、3点ございます。

1点目は、市たばこ税の課税免除手続が簡素化されたことに伴う規定の整備を行うものであります。

2点目は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関し、法律の改正に伴い生じた条項ずれにつきまして、条例の規定の整備を行うものであります。

3点目は、法人市民税における外国関係会社に係る所得の課税の特例に関し、法律の改正に伴い生じた条項ずれにつきまして、2点目と同様に条例の規定の整備を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第43条の改正は、法人市民税における外国関係会社に係る所得の課税の特例につきまして、引用する租税特別措置法の改正に伴い、条項ずれの整理を行うものであります。

第48条の2の改正は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、引用する地方税法の改正に伴い、条項ずれの整理を行うものであります。

第82条の改正は、市たばこ税における輸出等に係る課税免除手続につきまして、地方税法の改正により、簡素化されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

第84条の改正は、第82条の改正に伴う項ずれの整理を行うものであります。

付則第10条の2の改正は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理を行うものであります。

付則第18条の9の改正は、都市計画税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法において定める特例期限の到来に伴い、条の削除を行うものであります。

付則第18条の10及び第18条の11の改正は、都市計画税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理を行うとともに、付則第18条の9の削除に伴い、条の繰上げを行うものであります。

付則第18条の12の改正は、付則第18条の10及び第18条の11と同様に、条の繰上げを行うものであります。

最後に附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の固定資産税の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第3条は、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の都市計画税の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第28号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第24 第29号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第24 第29号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

今回の主な改正点は、2点ございます。

1点目は、基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げ、そのことより所得割額を引き下げるものであります。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準所得額をそれぞれ引き上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額の規定であります。61万円を63万円に改めるものであります。同条第4項は、介護納付金課税額の課税限度額の規定であります。16万円を17万円に改めるものであります。

第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。第2条第2項における課税限度額の改正に伴い、所得割額算定に用いる基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の6.60から100分の6.57に引き下げるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定であります。第2条第4項における課税限度額の改正に伴い、所得割額算定に用いる基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の1.94から100分の1.93に引き下げるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

第2条第2項及び同条第4項における課税限度額の改正に合わせて、61万円を63万円に、16万円を17万円に改めるとともに、世帯の税額を5割軽減する基準額及び2割軽減をする基準額をそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものであります。具体的には、5割軽減につきましては、28万円を28万5,000円に、2割軽減につきましては、51万円を52万円に改めるものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 3点ばかりお聞きしたいと思います。

1つは、この見直しの対象となる被保険者の人数、それからトータルで軽減される国保税額の効果について伺います。

2つ目に、この見直しによって、国保財政の影響について税収や交付税措置などの財源の見通しについて伺いたいします。

それから、3点目に厚生労働省はこの見直しを昨年の12月に公表していますが、消費税増税の経済への影響が本格的に現れて対策を行う必要に迫られた頃かと思います。私も日本共産党は、このような経済状況のもとで、東大和市でこの3年連続で国保税を値上げすれば、市民の暮らし、一層困難に直面をするとして、3月議会では値上げに反対をいたしましたところ。立川市では、この3月議会で、一旦は決定された今年度の国保税の値上げを、直後に市長の判断で中止をしたと聞いております。新型コロナウイルスの世界的な影響が深刻な状況になってきていることを考えますと、さらに踏み込んだ市独自の軽減が必要な状況に至っているのではないかと考えるんですが、市長の認識をお伺いしたいと思います。

以上です。

○市民部長（村上敏彰君） 3点ほど質疑をいただきました。

1点目の対象となる人数とトータルで軽減させる国保税額の効果につきましては、5割、2割、軽減判定所得の見直しの影響につきましては、平成31年度当初課税時点の世帯状況において確認をしてございますので、その数字にてお答えさせていただきます。

影響を受けます世帯数につきましては、平成31年度当初課税時点に基づき算定を受けましては72世帯と考えてございます。内訳は、今回の軽減判定所得の引き上げによりまして、新たに2割軽減の対象となりますのは48世帯、また2割軽減から5割軽減の対象となりますのは24世帯と推計しております。

また、影響額といたしましては、同じく平成31年度当初課税時点の世帯状況に基づく試算となりますが、国民健康保険税調定額が約120万円の減額となるというふうに見込んでございます。

続きまして、この見直しに伴います国保財政の影響についてでございますが、今回の軽減判定所得の拡大によります保険税の減収分につきましては、保険基盤安定負担金の対象となりますことから、東京都から4分の

3の交付金が見込まれてございます。

3点目の今回の課税限度の引上げに伴いまして、立川市等で行われておる国保税の凍結というか、そういうことについてでございますが、当市におきましては国民健康保険税の急増抑制のためにですね、国が設けました特例基金のある6年間のうちに赤字補填の繰入れを解消することが、最も保険税の抑制につながるものと考えまして、財政健全化計画に基づく保険税の見直しを行っているところでございます。

一方で、今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえまして、新型コロナウイルスによる収入が一定程度減少した世帯を対象といたしました保険税の減免や、あるいは徴収猶予制度が地方税法で定められましたので、こうした制度につきまして対象となる世帯に活用いただけるよう、引き続き周知をしまいたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第29号議案 専決処分の承認について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和2年度税制改正に伴い行われる国民健康保険税の見直しに関し、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を求めるものです。

さきに決められた1億円の値上げを前提としており、2割及び5割の法定軽減の判定所得額の引上げと引き換えに、基礎課税額及び介護納付金課税額の上限を引き上げるものとなっています。国保加入者世帯の多くは、低所得に集中をしており、最高限度額引上げの対象となる世帯が文字どおりの高額所得者、余裕のある層というわけではありません。繰入金の削減計画を見直すことなく、所得の低い者同士での負担調整では抜本的な問題解決にはなりません。

私ども日本共産党は、このような経済状況のもと、3年連続で国保税を値上げをすれば、市民の暮らしは一層困難に直面するとして、本年、第1回定例会において国民健康保険税の値上げに反対をし、今年度の値上げの中止と1人1万円の引下げを求める予算組替え案を提出しました。また、本議会においては、値上げされた国民健康保険税の見直しの条例改正を提案し、議員の皆さんに呼びかけすることを予定しております。

厚生労働省は、この見直しを昨年12月に公表していますが、消費税増税の経済への影響が本格的に現れ、対策を行う必要に迫られていた頃でした。その後、立川市では新型コロナウイルスの深刻な影響を考慮し、3月議会で一旦決定した今年度の国保税の値上げを直前に市長の判断で中止をしています。今後、影響は世界的にかつ長期的にわたると見られることから、当市でもさらに踏み込んだ独自の軽減策が求められます。

本議案は、さきに指摘した問題を残してはいますが、2割及び5割の法定軽減の判定所得額の引上げによっ

て、市民の当面の負担軽減に資するものと考え、これに賛成をし、一層の市民負担軽減を求めるものです。
以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

ここで5分間休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 第30号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第25 第30号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和2年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。国の令和2年度補正予算（第1号）の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を給付するため、歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

特別定額給付金につきましては、基準日を令和2年4月27日として、住民基本台帳に記録されている方を対象に1人当たり10万円を世帯主に給付するものであります。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、令和2年4月分の児童手当等の受給者を対象に、対象児童1人当たり1万円を給付するものであります。

いずれも市区町村が実施主体とされ、実施に要する経費は、国が10分の10の補助を行うものであります。

以上の理由によりまして、今回の補正予算につきましては、国の令和2年度補正予算成立後、1日でも早い給付を行うため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日において、専決処分をさせていただいたものであります。このため、本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88億5,326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409億9,726万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は88億5,326万8,000円の増額で、特別定額給付金に係る事務費及び事業費の補助金の計上と子育て世帯への臨時特別給付金に係る事務費及び事業費の補助金の計上によるものであります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第2款の総務費は87億1,540万1,000円の増額で、特別定額給付金事業費の計上によるものであります。

第3款の民生費は1億3,786万7,000円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の計上によるものであります。

なお、特別定額給付金につきましては、オンライン申請をされ、給付が決定した一部の方につきましては、5月19日から振り込みを開始し、また子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、6月下旬からの給付に向けて事務を進めているところであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） 御説明、ありがとうございました。

私のほうは、特別給付金について3点、また子育て世帯臨時特別給付金について3点の質疑を行わせていただきます。

この特別定額給付金については、全市民対象ということで、職員が懸命な手続作業を行われていることに大変感謝をしております。この特別定額給付金についてですけれども、1日でも早く市民に支給するため、どのような取組がなされたのか、お伺いをいたします。

また、オンライン及び郵送の申込み状況と給付状況についてお伺いをいたします。

3点目は、他自治体では、この申請に関して様々な書類の不備とかがございまして、オンラインの休止とか、また二重振込ということが報道されておりましたけれども、現状での問題点、課題についてお伺いをいたします。

続いて、子育て世帯の臨時特別給付金についてですけれども、他自治体では今年度の新生児にまで補助金を支給するところがありますけれども、当市では検討されないのかお伺いをいたします。

2点目として、一定の配慮がされておりますけれども、大変な思いをされているのはひとり親世帯であると思っておりますけれども、市の認識と支援についてお伺いをいたします。

最後に、3点目、準要保護世帯も大変な中、生活をされていると思っておりますけれども、市の支援策など今後の

考えについてお伺いをいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の9ページの特別定額給付金事業費の関係の御質疑でございます。

まず、1日でも早く市民に支給するための取組でございますが、まず市のほうでも組織体制の整備ということで行いました。短期間に行うため、企画財政部をまず担当部署にしまして、必要となる職員を全庁的に各課から御協力をお願いして、併任辞令を出すなどして対応してまいりました。また、実際申請に当たりまして、オンライン申請が先行して実施ができるということになりましたが、オンライン申請のほうでは業務システム、そういうシステムが整備する前に、オンライン申請のほうを先行して受け付けて、その結果、手作業になるわけですが、そのようなことをやってまいりました。ですので、オンライン申請と、職員が手作業で申請内容の確認や審査、振込手続を行った結果、5月19日、他市よりも早い段階で振り込みができたというふうに認識しているところでございます。

また、郵送の申請につきましても、やはり1日も早くということで、迅速な調達が可能な用紙ですね、用紙だったり、返信用の封筒を用いました。また、システム業者が統一的な用紙をつくっておりまして、それを採用することによって迅速にできるということでしたので、それを採用したところでございます。

また、現状の申込み状況と給付の状況でございますが、6月2日現在で申請の総件数は約2万4,800件であります。内訳としまして、オンライン申請が約2,000件、郵送申請につきましては約2万2,800件となっております。また、振り込みの件数になりますけれども、同じく6月2日現在でオンライン申請が1,800件ですかね、1,800件、6月2日現在で振り込んでおります。オンライン申請の分のうち、不備がなかったものにつきましてはほぼ全てですね、振り込みが終了しているような状況でございます。

また、郵送申請分につきましては、5月27日から受付を開始しておりまして、ここで大変多くの申請をいただいております。現在、全庁的な職員への応援体制も取りながら開封作業を進めるなど、給付事務を進めておりますけれども、6月9日から振り込みできるように、今準備を進めているところでございます。

また、問題点でございますが、オンライン申請につきましては、新聞報道など、あるいはマスコミの報道にありますように、世帯主以外の方でも申請ができてしまうことだったり、同じ方が何度でも申請できてしまうこと、また申請者によって誤入力なども実際あります。不備を、そういう対象を手作業で行っています。また、郵送に当たりまして、必要な書類を同封し忘れたとかですね、そういうこともお問合せなどもいただいております。やはり初めての試みということで大分職員のほうも努力しながら何とかやりくりしているというような状況でございます。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書7ページと11ページの子育て世帯への臨時特別給付金事業費についてでございます。

まず1点目でございますが、他市におきまして国や都の交付金、あるいは市の一般財源や財政調整基金等を活用して、独自の給付を行うということは承知しております。当市におきましては、国の支給要領に基づいた子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を着実にを行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております子育て世帯の生活の支援に取り組んでまいりたいと考えております。子ども・子育て支援に資する施策の立案や展開をするに当たりましては、それぞれの自治体の状況に即し、適切に行っていく必要があります。限られた市の財源の中で総合的に検討していく必要があると考えております。

2点目でございます。ひとり親世帯の生活状況等につきましては、報道等により子育て負担の増加や収入の

減少等、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困難な状況に置かれているということは認識しております。市としましては、先日、閣議決定されました国の第2次補正予算に新たに追加されました、ひとり親世帯への臨時特別給付金の事業を適切に実施してまいりたいと考えております。今後につきましては、先ほども御答弁させていただいておりますが、限られた市の財源を有効的に配分する中で、ひとり親世帯を含めた子育て世帯に対する子ども・子育て支援に資する施策を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

1点ですけれども、郵送に関しての支給が6月9日からというお話でしたけれども、これ今後いつまでに給付をされる予定なのか、現状で分かればお伺いしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の9ページの特別定額給付金の関係でございますが、郵送の関係でいつまでということでございます。現在、先ほど申し上げましたようにですね、大分多くの方々から申請をいただいております、実際には委託業者にも入っていただいて、その処理を進めてるところでございます。そちらの業者の処理件数、そして市の応援体制と、その辺を鑑みてやりたいと思ってるところでございますが、まずは今ある約2万2,800件が郵送で来ておりますけれども、そちらを速やかにということで、具体的に今、その応援体制を詰めてるところでして、具体的な日にちまではちょっとお答えしかねるというところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何点かお伺いします。

補正予算書9ページの特別定額給付金事業費のところ伺います。今の2万4,800件ということで、大変多い、たくさん申請が来てるということですが、今のお話だとちょっと処理が追いついてないのかなというふうに思ったんですけれども、その点の来てるものに対して、1日、来てるものに対して、それが翌日に繰り越されているような状況なのか、ちょっとそのあたりを聞かせていただきたいと思えます。

あと書類の不備に、その割合、数えていらっしゃるかどうか分からないんですけど、ちょっと割合としてどの程度あるのかということも改めて伺いたいと思えます。

それから、生活困窮者や生活保護世帯、障害者や高齢者、外国人など、申請に困難が予想される市民の方々への支援をどのように行うのか伺います。原則、窓口での申請は行わないということですが、場合によっては柔軟に対応する必要があると思うんですが、その点についての認識を伺います。

また、周知について、私は封筒に10万円という文字をちょっと入れてほしかったんですけれども、この特別定額給付金というのが来て、すぐ10万円って分かる人もいる一方で、あれだけ見て分からない方もいるのかなというふうに思いますので、周知についてどのように行っていくのかということについても、他市のホームページなんかを見ると特別定額給付金（10万円）とかって大きく書いてあったりもしまして、ああこれがあれなんだというふうにすぐ分かるような工夫がされているものも見たので、その周知についての御認識も伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書9ページの特別定額給付金の関係でございます。

まず処理の状況でございます。処理につきましてはですね、繰り返しになりますが2万2,800件ということでございまして、ちょうど月曜日からその処理を始めているということです。ちょうど週末、郵便局に投函されたものが、こちらのほうに来るのが月曜日からということで、多くが月曜日以降の処理となっているもの

でございます、ここで今、開封作業等をやってる状況でございます。その辺の関係もありまして、それを順次、追いつくようにやるというのが、これからの目標であります。そういう今、現状でございます。

また、不備の割合でございますが、申請内容や添付書類の不備につきましては約1割程度となっております。そちらまた個別に郵便で送り返したりするような作業もありまして、詐欺ですね、詐欺の問題なんかもありますので、その辺は注意しながら処理を進めているような状況でございます。

それと、申請が困難な方への対応でございますけれども、実際には今回は感染拡大の防止ということで、郵送人受付を原則としているところでございます。今回は代理申請なども国のほうでもしっかりしてるというふうに認識しておりまして、同一世帯の方の世帯構成員や法定代理人、また親族やそれ以外ですね、例えば施設の長のような、ふだん身の回りの世話をしてる方ですね、必要な処理が必要ですけども、そういう方にも申請、代理申請を認めておりますので、そういう方々にふだんからお世話をさせていただいたり、そういう方々を通じてぜひとも申請をしていただきたいと思いますところでございます。

また、周知の方法でございます。その10万円という表記、先ほど申し上げましたように、システム会社の共通的なところもありまして、なかなかその封筒というところまでいかなかったんですけども、お知らせする段階では市報やホームページの中ではきっちり明記してお知らせしているような状況でございます。

窓口でのあと対応を行わないということでございますけれども、こちらにつきましても原則郵送申請ということ徹底させていただいて、市民の方もそうですが、職員も含めてその感染拡大の防止に努めているというような状況でございます。

なお、何かございましたら、コールセンターのほうにお問合せをいただければと思っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

例えば生活保護世帯の方については、ケースワーカーさんを通して、自分でできる方は、そういうアナウンスとか注意喚起をしていただくとか、また介護施設や障害者施設、市内のそういうところに通して周知を行う必要であれば、代理申請していただくというようなこととか、また見守りをやってたりとか、また自治会長さんを通じてとか、そういういろいろな市内の団体のそういうところに御協力いただいて、周知を行っていただくなど、ぜひ柔軟に対応をしていただきたいと思います。

10万円について、封筒はもう終わってますけれども、例えばホームページの記載ですとか、今1階に何か支援の窓口をつくっていただけてますけれども、ああいうところにちょっと10万円と書いていただくと、また分かりやすいのかなと思いますので、お願いいたします。

それから、定期的に、例えば6月末の時点で申請してない方に注意喚起を促すというようなことができないのかということと、あと締切りがありますので、その締切りが終わった時点で申請してない方に市独自の支援を行うということも考えられると思いますけれども、そういったことをどのように考えているのか。入院している方とかもいらっしゃると思いますので、そういうことも含めて、この期間内に申請できなかった方に対して、どのようなことを行う考えがあるのか伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 高齢者ですとか障害者の方々、生活保護受給者の方々に対しましての周知に関しましては、特に高齢者の方々、障害者の方々に関しましては、入所施設などに入られてる方もおられます。そういった事業所のほうにですね、細かいところはなかなか難しい点はあるかと思っておりますけども、申請はお済みですかというようなアナウンスをしていただきまして、多くの方に申請がスムーズにさせていただけるような形の

対応はしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 特別定額給付金の関係でございますが、まず10万円の表記ということでございますが、周知は大事だと思っておりますので、できるだけ工夫して対応していきたいと思っておりますのでございます。

あと期限のお話でしたが、まず再勧奨という形で私どもも予定しておりますので、一定の時期に再勧奨通知は出したいと思っております。今回の給付金、そのもとが受給世帯、受給権者——世帯主ですね、そちらに全員に通知が行くわけですので、そこがまず住民基本台帳をきちんと登録していればですね、そこがはっきりするわけですので、再勧奨が行けばまた個別にその人本人に行くというふうに認識をしてるところでございます。

また、国のほうの制度でございますので、郵送の受付が開始してから3か月間ということでございます。当市では8月26日が期限になっておりますので、その期限は制度として守るようだと思っております。ですので、今、福祉部のほうからでも話がありましたように、そういう接触する職員のお願いだったり、そういう協力を求めながら、その締切りに間に合うように、また再勧奨通知を出しながら制度内の申請ができるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 済みません、補正予算書の7ページ、11ページの子育て世帯への臨時特別給付金について1点確認を、お伺いさせていただければと思います。

先ほどの御答弁で、ひとり親世帯に関しては理解をさせていただいたんですけども、準要保護世帯も、この大変な中ですね、生活を営んでいらっしゃるというふうに思いますけども、市としてのこの支援策など、今後の考えがございましたらお聞かせいただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 準要保護世帯ということ、具体的な点はまだありませんけども、現在、住宅確保給付金などに関しましても、もう既に受付など始めてございまして、多くの御相談をいただいております。そういったところで、そちらのほうの現在そういった相談を受けながらですね、実際に……ああ、ごめんなさい、住居確保給付金ですね、大変失礼しました。こちらのほう、対応してございます。また、社会福祉協議会などにおきましての貸付けですとか、そういったところの対応も多くの方々からいただいております。こういったところを捉えながら、今後、国の補正予算の対応などの細かい通知などを見ていながら、具体的な点は検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 補正予算書7ページの特別定額給付金についてなんですけれども、世帯主に給付ということで代理申請もできるということなんですけども、世帯主ではない方からの申請というのは、受ける体制が取れるのかというのをお伺いしたいと思います。というのは、世帯主に申請ということで、まず世帯主と関係が悪いような、例えばDV被害者の方ですとか、あとは虐待を受けてるお子さんですとか、そういった方が本当に必要な方に届かないんじゃないかということが心配されてるんですけども、世帯主に支払うことで、世帯主が独りで使い込んでしまうというような事例も起こり得ると思いますけれども、その世帯主以外の方からの申請について、何か対応していただけるようなことがあるのか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書9ページの特別定額給付金の関係でございます。世帯主でない方と

いうことですが、今の例えば虐待のケースですとですね、世帯の構成員に住民票上、入っていますけれども、現住所が例えば別の居住地にあると、例えば、別の市区町村に住民登録がありまして、東大和市に居住しているだけの人ですね。そういう人は、例えば市のほうに申し出をしていただいて、一定の条件がありますと私どものほうが手続を、住民基本台帳のほうに、基本台帳が登録されてる自治体のほうに、そういう変更ができるシステムが今回確立されています。国のほうでつくっております。ですので、言っていただいたDV被害者の方は、そちらの住民基本台帳があるほうではなくて、例えば東大和なら東大和と、居住しているほうから支給するような、そういう制度になっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) DV被害者の方とかで、そういった避難してるということが証明されてるということであれば、そういった手続にのれるというのは私も承知してるのですが、そういった証明について、今一定のということがあったと思いますけど、それについては市の例えば何か独自の判断とか、そういうこともあり得るのかどうか、お伺いします。

○企画財政部長(田代雄己君) 今回は国の制度でございますので、国の通知に基づいて東大和市としても処理しております。その制度の範囲内で、取扱いをしてるところでございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 9ページの特別定額給付金のところですけれども、1つは先ほど申請者数2万4,800ということでしたが、これは大体何%ぐらいに、全員が申請するとは限らないということはあると思いますが、全員が申請したとすると何%ぐらいに当たるのかというのを1つ伺いたいと思います。

それから、同じくこの申請の関係で、他市の事例ですけれども、この郵送申請で銀行のカードの現物が同封されて返送されてきたという事例などもあるようです。東大和市の相談体制について、それからまたどのような相談がその中であるのか、その相談内容について伺います。

それから、この申請に関わって、先ほど周知ということもありましたけれども、江戸川区ではこの定額給付金について、高齢者、障害者など2,800件のハイリスクの方、サービスにつながない視覚障害者や医療ケア児など、全件、電話で情報を確保して給付につなげるということを言っているようです。東大和市におけるそこら辺の対応について、先ほど申請の再勧奨と言いましたっけね、そういうことも一定の時期にやるということも言われてましたけれども、そういう時期など捉えてということも含めて、当市の対応について伺いたいと思います。

それから、11ページの子育て世帯への臨時特別給付金ですけれども、6月下旬からということですが、今回この2つの給付金について、とにかく国の制度、4月30日に決まって、その日のうちに専決処分して、直ちに取られるようにということでやっていただいたことは大変いいことだと思いますけれども、子育て世帯の臨時特別給付金については6月下旬からということになっているようですけれども、これは定額給付金に比べると時期がかなり遅くなるということですが、こら辺の事情、仕組みなどについて伺いたいと思います。

それから、同じくこの子育て世帯の臨時特別給付金で、子育て世帯やひとり親世帯などに、上乘せまたは別建てで支給している自治体もあると聞いています。都内及び多摩26市でそのようなことを行っている自治体と、その内容について伺います。

○議長(中間建二君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の9ページの定額給付金の関係でございます。

まず、申請件数の割合でございますが、受給権者が約3万9,000を予定しておりますので、現在の状況ですと3分の2ぐらいの方が申請書を提出していただいているというふうに認識しております。

また、相談の関係でございますが、相談内容につきましては、当初、申請書の発送時期や振込時期に関する問い合わせが多かったということです。また、その後ですね、申請方法や添付資料の確認、代理申請に関する質問などがありまして、最近では郵送申請を行ったんですけれども、添付書類を同封し忘れたなどの問い合わせがあります。まずは窓口に来るよりも、このコールセンターにお問合せいただいて、その後の対応を御確認いただければよろしいかというふうに思っております。

また、江戸川区の例でございますけれども、東大和市の対応としましては、まず電話で御連絡するというのを非常に気を遣っております。それは詐欺の関係がございますので、そういうところはできるだけ避けるということを認識しながら事務を進めております。また、全市民の方々に給付が行き渡るようにということで、これは繰り返しになりますけれども、勸奨通知、そして代理申請ということもありますので、そういう身の回りの世話をされてる方が、ぜひとも御協力いただく中で給付につなげていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書の7ページと11ページの子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。特別定額給付金との支給時期が違って、私どものほうのこちらの給付金のほうが遅くなった事情、仕組みについてでございますが、まずこの子育てのほうの給付金につきましては、法的性格が民法上の贈与契約ということでございます。これは児童手当情報を活用することを想定しており、御本人の受給の意思を確認して支給をするということで、改めてのこの給付金を受給するに当たっての申請は必要としないというものでございます。そのため国のほうからは贈与契約ということで、その承諾の意思表示を確認する必要の期間を設けるとされておりまして、それに2週間程度が必要であるということでございますので、そういった取扱いの時期を鑑みて、最終的な振り込みの時期が6月下旬、現在、考えてるところでは、6月1日からそういった受給の拒否の受付等を開始してるところでございます。あと公務員につきましては郵送により申請の受付は必要とするというような制度となっておりますことから、6月1日からそういったものを受け付けて、審査を経て、6月26日以降、順次支給していくという予定でございます。

それから、現在考えているところでございますが、子育て世帯へのこの給付金の支給対象者、これは児童を養育されてる方でございますが、約6,300人程度を見込んでおります。対象見込み児童数は、補正予算書どおり1万1,440人を想定してるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、公務員を除く支給対象者に関しましては、5月の末にこのお知らせなどを発送させていただいております。

次に、ひとり親世帯などの上乘の部分ということがどうなってるかということでございますが、把握しております近隣市の状況で申し上げますと、立川市、武蔵村山市、東久留米市、清瀬市などが市の単独で給付を行うと伺っております。そのほか武蔵野市や三鷹市、府中市、町田市、多摩市なども行うというような情報も伺っております。内容につきましては、ひとり親世帯を対象としている自治体が多く、その給付額につきまし

ては、5,000円から5万円の範囲ということで自治体によってまちまちでございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 済みません、補正予算書の6ページ、7ページになるかと思えますけども、様々、今話を伺わせていただきまして、1点ちょっと確認をさせていただきたいことがございますので、お伺いをいたします。

特別定額給付金に関しては、国のほうで4月27日に、基本台帳に載ってる方が対象ということになっておりますけども、他自治体とかで大分取り上げてですね、ニュースとかにもなっておりますけども、それ以降に生まれた、4月28日以降に生まれた、今年度に生まれてくる予定のお子さん方に対しても、1人10万円の臨時支援給付金を支給しますというような報道もあるわけでございますけども、当東大和市におきましては、日本一子育てしやすいまちを目指してるところでございますので、そのようなお考えがあるのかどうか、確認をさせていただければと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の6ページ、7ページ、特別定額給付金の関係で、その10万円を基準日以外の4月28日以降のお子さんにということでございますが、現時点で国の制度が4月27日ということになっておりますので、国の制度以外ということで市が上乗せになるかと思えますけども、現時点ではその取扱いについては考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第26 第31号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第26 第31号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年4月30日に、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定するため、本条例の一部改正につきまして、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

付則第18条の7の2の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を追加するものであります。

具体的には、地方税法第15条の2第8項に規定する徴収猶予の申請手続等において、提出があった申請書等に不備があるとき、訂正または提出を求められた者が条例で定める期間内に申請書等の訂正または提出をしなかったときは、申請を取り下げたものとみなすと規定されております。

この条例で定める期間については、東大和市税条例第9条第7項において20日と規定しておりますが、当該期間について地方税法附則第59条第3項において準用する規定を新たに加えるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 3点、伺います。

1つは、今回の一部改正条例は、20%以上減収した場合に、本年2月から令和3年1月末までに納期限が来る市税や国保税について、無担保、無利子で徴収を1年間猶予する。この法改正に伴うものだという事です。法律は既に施行されていると思いますので、東大和市における実績があれば教えてください。

2点目ですけれども、コロナウイルスの感染拡大で、戦後最大の経済危機と言われていの中で、私もイベント業に携わる方から相談を受けたりしましたけれども、イベント関係や、これに関わって交通誘導員などの契約打ち切り、雇い止めなどの状況が見受けられると聞きました。1年猶予の適用を受ける事例も、受けない事例もあるでしょうけれども、納税相談などを通じて市民の深刻な実態も市として受け止めているところがあるのではないかなと思うんですが、この点について伺いたいと思います。

それから、3点目に無担保、無利子で1年間徴収が猶予されるというのは、確かに助かると思いますけれども、一方で1年後には猶予された税金と当該年度の税金と2倍、払わないといけないという状況になります。やはり暮らしと営業が継続していける状況をどのようにつくっていくのかということに心を砕いていただく必要があると思いますが、この点での市の見解、取組などを伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 3点、御質疑をいただきました。

1点目の徴収猶予に関する東大和の実績でございます。法律が4月30日施行ですので、もう1か月ほどたっておりますので、これまでにおける6月1日現在の数値でお答えさせていただきたいと思っております。これまでの申請受付件数につきましては10件ございまして、そのうち徴収猶予をしたものが5件、残り5件につきましては現在審査中となっております。審査中のものにつきましては、引き続き納税相談を実施する中で、事実関係

等、確認してまいりたいと考えてございます。

2点目の納税相談などを通じまして、市民の深刻な事態も市として受け止めているのではないかという御質疑でございます。こちらにつきましては、個人や法人の様々な業種の方ともお話をさせていただいております。一例を申し上げます、商業施設の中にある飲食店で従事されている方の場合では、緊急事態宣言による施設の閉鎖により収入が大きく減少したことや、ホームページの作成を手がけるウェブデザイナーの方につきましては、新型コロナウイルス感染症により受注量が大きく減少し、収入が減ったなどというお話を納税相談において伺っているところでございます。

3点目の暮らしと営業が継続、続いていける状況をどのようにつくっていくかということでございますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして講じた市税の減免、軽減あるいは徴収猶予などの税制の特例措置につきましては、引き続き周知を図るとともに、その適用に努めてまいります。また、特例措置の対象とならなかった方に対しましては、既存制度、こちらにつきましてはコロナ以外でも徴収猶予、換価の猶予ということがございますので、そうした制度の運用を図ってまいりたいと思います。その上で、納税者が生活困窮に陥る恐れがある場合につきましては、法制度にのっとりまして滞納処分の執行停止などによりまして、個々の置かれた状況に配慮した対応に努めてまいりたいと考えてございます。

昨年度より市民部の窓口におきましては、窓口委託を行いまして、そういった意味では徴税吏員につきましては、公権力の行使に特化した業務を担うことになりましたので、まさにこれからが徴税吏員の真価が問われると、そういった形で対応を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。今回の東大和市税条例の一部を改正する条例で、無担保、無利子で1年間徴収猶予されるということは大変大事なことだと思いますし、今市の答弁でも、市民の生活に寄り添った対応をしていただけるということなので、こうした改正も生かして、ぜひ市民の暮らしと営業を守るということで頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 第32号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第27 第32号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は2点ございます。

1点目は、住民票の除票と戸籍の附票の除票に関する保存及び適切な管理について定めることを目的として、住民基本台帳法の一部改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

2点目は、個人番号通知カードの関連業務の負担軽減及び個人番号カードの普及を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、通知カードの再交付による手数料徴収事務の廃止を行うことから、本条例の一部改正につきまして御提案申し上げます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表は、手数料を徴収する事務及びその金額の規定であります。住民基本台帳等に関するものの部2の項中、除かれた住民票を除票に改め、同部4の項中、除かれた戸籍の附票を戸籍の附票の除票に改めるものであります。

同部7の項は、マイナンバー法の一部改正により、個人番号通知カードが廃止され、再交付を行わないことから、項を削除するものであります。

同部中8の項から10の項は、同部7の項の削除により、項の繰上げを行うものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第28 第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員となることができる者の要件が拡大されましたことから、本条例の一部改正につきまして、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第11条第2項は、放課後児童支援員の資格要件の規定であります。都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者と定めておりますが、基準の改正に伴い、これらに加え、地方自治法第252条の22第1項に定める中核市の長が行う研修を修了した者を追加するものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とし、改正後の第11条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点、確認をさせてください。

中核市の長も、放課後児童支援員認定資格研修が実施できるということだと思いますけれども、資格要件や研修の内容や時間等、基準が緩和されているようなことがないかどうか、念のため確認をさせてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 放課後児童支援員の認定研修につきましては、国の放課後児童支援員と研修事業実施要綱におきまして、研修の項目や科目、時間数、狙い、主な内容や講師の要件等につきましてあらかじめ定められております。都道府県や指定都市、それから今回追加されます中核市で研修を実施する際には、これらに基づいて研修の実施方法や実施回数、講師の選任等については、実施主体の裁量に委ねられるというところでありますので、中核となる部分の実施要綱において変更等ございませんので、引き続き同様の内容で行われるということでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第34号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第29 第34号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、給与等の支払いを受けている国民健康保険加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないとき、傷病手当金を支給する規定を加えるため、本条例の一部改正につきまして御提案するものであります。内容につきまして、御説明申し上げます。

第10条の2は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、傷病手当金を支給するための規定を追加するものであります。

第10条の3及び第10条の4は、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しましては、傷病手当金と給与等との調整を行う規定を追加するものであります。

付則第3項は、傷病手当金の適用期間につきまして、傷病手当金の支給を始める日を、令和2年1月1日から規則で定める日までの間とするものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日からとし、改正後の第10条の2から第10条の4まで及び付則第3項の規定は、令和2年1月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） 1点だけお伺いをいたします。

今回の一部の改正する条例について、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に、傷病手当金を支給するという点ですけれども、当市では感染者のうち対象者はいるのか、お伺いをしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 感染者に対する個人情報公表されていないことから、感染者のうち国民健康保険の傷病手当金の対象者を把握することは現状は困難でございます。なお、市が見込んでおります対象者につきましては、傷病手当金の支給対象を新型コロナウイルスの感染者及び発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者としておりますことから、東京都が公表する新型コロナウイルスの検査実施人数をもとに、東京都の人口における当市の人口割合及び当市における国民健康保険の加入割合により、対象者を20名と見込んだところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 2点、お伺いします。

この制度、既に実施している自治体の申請書を見ますと、この申請に事業主による就労不能日数の確認が必要とされておりました。療養期間中に当該事業所が消滅あるいは就労復帰の見込みがないものとして解雇に至った場合、どのように取り扱われることになるのか伺います。

それから、もう一つ、実態的には使用者の指揮命令下のもとで働く労働基準法上の労働者でありながら、名目上、個人事業主やフリーランスとして扱われる方々、対象外になるものと読めます。これらの方々、かねてより被用者保険の適用がされずに、私的な傷病により休業が余儀なくされても、傷病手当金の受給ができないことがかねてから問題となっていました。今回、新型コロナウイルス対策の特例として、被用者保険の未適用

者に対する傷病手当金の支給がされるということなわけですが、10条2項で給与等とあることから、やはりそれらの方々には本条例改正案では救済が及ばないものと見込まれます。この対策として、朝霞市では自営業者などの事業収入の方を対象に、見舞金という形で横出しをして、一律20万円を支給するというを同時に行うとしています。当市でも、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金など、様々な財源を活用して救済の範囲を広げる必要があるのではないかと考えるのですが、市の見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 1点目の傷病期間中に当該事業者が消滅した場合等でございますが、国へ行いました照会の結果といたしましては、事業主の証明が得られない場合につきましては支給対象とはならないと、このように回答がございます。

2点目の国民健康保険者の傷病手当金の対象者でございますが、御案内のとおり国民健康保険には様々な就労形態の方が加入しておりまして、自営業者等は被用者と異なりまして、療養の給付の際、収入減少の状況も多様でありますことから、所得補償として妥当な金額の算出が難しいとの課題が国から指摘をされておまして、このことから傷病手当金につきましては、被用者のみを対象としているものと認識してございます。被用者以外で大幅な収入減少が見込まれる個人事業者等につきましては、持続化給付金等の他の支援策が御案内できるものと考えておりまして、また事業収入等が一定程度減少した世帯につきましては、保険税の減免や徴収猶予といった他の制度による支援も可能と考えてございますので、そちらのほうを御案内したいと考えてございます。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第34号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、厚生労働省保険局国民健康保険課より、令和2年3月10日付で発せられた事務連絡により、国保に加入する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに対する傷病手当金の支給等について定めるものです。

新国民健康保険法が1958年に制定されて以降、業種や就労形態によって差別的な取扱いによって事業主や農民、日雇い労働者、季節労働者が被用者保険から除外され、傷病手当金を受給できずにきた問題は、合理的な理由がないまま放置され、長く改善の兆しが見えませんでした。

今回、新型コロナウイルス感染による休業に限定されるとはいえ、国民健康保険に傷病手当制度が創設されることは、大変重要な前進であると評価します。この数年の間の被用者保険の適用拡大により、対象者となる

短時間労働者は増加しているものの、就労先の事業規模によっては、自ら国民健康保険に加入しなければならない労働者が、以前として一定数、残されています。実態的には使用者の指揮命令下で働く労働者でありながらも、名目上、個人事業主、フリーランス等とされている労働者への適用がなされず、労働基準法の労働者が私的な傷病によって休業を余儀なくされた場合に、公的保険から休業補償が行われないということも大きな社会問題となってきました。過去に経験のない緊急事態に、こういう方々にもしっかりと目配りすることが必要です。事業主やフリーランス等への救済対象の拡充を同時に求め、本議案に賛成をいたします。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第37号議案 統合型校務支援ソフト等の購入契約について

○議長（中間建二君） 日程第30 第37号議案 統合型校務支援ソフト等の購入契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 統合型校務支援ソフト等の購入契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきまして、令和2年5月1日に指名競争入札を実施したところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第37号議案資料も、併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名でございますが、統合型校務支援ソフト等の購入契約についてであります。

1の契約の目的は、統合型校務支援ソフト等の購入であります。

2の契約の方法は、指名競争入札であります。指名参加登録業者の中から、事務機器・情報処理用機器に登録があり、本件の履行能力を有すると認められる10者に対し、令和2年4月15日に電子入札サービスによる指名通知書を送付いたしました。

3の契約の金額は6,545万円であります。なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税相当分595万円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都目黒区中目黒1丁目8番8号、名称、株式会社ジェイエムシー東日本

支店、代表者、支店長西村一郎であります。

納入期限は、令和2年12月28日までであります。なお、落札業者とは、令和2年5月7日付で仮契約を締結しております。

次に、購入物品の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、物品購入概要調書を御覧いただきたいと存じます。

本件は、東大和市立小中学校15校及び東大和市教育委員会向けの統合型校務支援ソフトを導入するものであります。

既設の校務ネットワークシステムに接続し、児童・生徒、教職員情報をはじめ、グループウェア、校務支援、学籍・成績情報、保健機能等の情報を一元管理し、共有・再利用により、これまで以上に校務の効率化及び教育の質の向上を図るものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 1点だけ質疑をさせていただきます。

統合型校務支援ソフトを導入することによって、校務の効率化及び教育の質の向上が見込まれるとのことですが、それによって先生方の働き方がどの程度軽減されるであろうというふうにお考えなのか、お伺いをさせていただきます。

○学校教育部長（田村美砂君） 統合型校務支援ソフトの導入による教員の働き方への効果についてであります。これまで学校では週ごとの指導計画や時間管理、学校日誌などの校務管理や児童・生徒の名簿、それから出席簿などの学籍管理、成績処理、通知表、指導要録などの成績管理、健康診断表、保健室利用記録、保健日誌などの保健管理をそれぞれ個別のソフトウェアなどを使用しながら運用をしております。

今回、導入する統合型校務支援ソフトでは、これらの多様な機能を一つのソフトウェアで統合的に管理、運用することができるようになります。例えば名簿作成のために入力した児童・生徒の氏名等の情報が、成績管理や学籍管理、保健管理などに一体的に共有化され、校務作業の軽減が図られるなど、校務の効率化が図られるものであり、教員の働き方に資するものであると考えております。

また、この校務にかかる時間の削減により、教員が本来時間をかけて行いたいと考えている授業準備や、児童・生徒への直接の対応の時間を確保することができるようになり、これに関しましても教員の働き方に関する心的な負担の軽減にもつながるものと認識をしております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 1点、お伺いします。

今の御説明、御答弁もあったんですけども、今まで個別にやっていたものが一元化されるということで、これまでも校務ソフトというのはあったと思うんですけど、教員の皆様から、こういうふうにしてほしいというような改善の声なんかもあったと思うんですけども、そうした声に今回のこの校務支援ソフトがどの程度応えられるというふうにご考えていらっしゃるのか、また教育の質の向上というところで、こうした校務にかかる時間が少なくなることで、ほかの時間に、教育活動に時間が割けるというような、そういう教育の質の向上ということだと理解したんですけども、そのほかにも教育の質の向上ということであれば、見込まれること

があれば教えていただきたいと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） こちらの校務支援ソフトの導入に当たって、教職員のこれまでの声ということであるかと思いますが、こちらに関しまして、やはり先ほど御答弁させていただきましたように、それぞれ別々のソフトでつながりがなかったものなので、またそこに次のデータを作るに当たって、また前のデータを転記したりとか、そういった無駄な作業と申しますか、二重の作業があった。そのところが、やはり教員の間からも意見としてはありました。

それから、このソフトを導入するに当たりまして、教員の方にデモをさせていただきまして、このメーカーさんも幾つかございますので、どれが使い勝手が良いかというところで御意見をいただいて、それらを参考にしながらこのソフトの導入につなげたというものでございます。

それから、先ほどもう1点ですね、どのようなこの質の向上というか、効果があったのかというところで、先ほど以外のものということかもしれませんけれども、先ほどの答弁とちょっと繰り返しになりますけれども、そういった校務の時間を短縮できることによって、やはり児童・生徒への指導の時間が確保できるというのが、やっぱり今までの中で一番生み出せる効果なのではないかなと感じておりますので、今後そのようなことを期待していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第37号議案 統合型校務支援ソフト等の購入契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 第35号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第31 第35号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、手指消毒剤等の購入、保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助及び生活困窮者の住居確保給付金の給付に係る経費、国が促進するGIGAスクール事業に係る経費の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424億9,738万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は4億2,427万4,000円の増額で、公立学校情報機器整備費補助金の計上等であります。

第16款の都支出金は2億3,161万2,000円の増額で、市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の計上等であります。

第19款の繰入金は6億7,213万4,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

第21款の諸収入は170万円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金の計上であります。

第22款の市債は1億7,040万円の増額で、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1,913万7,000円の増額で、手指消毒剤の購入等に伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

第3款の民生費は5,173万4,000円の増額で、生活困窮者自立支援事業費の増額等であります。

第8款の土木費は63万5,000円の増額で、道路補修事業費の増額であります。

第10款の教育費は12億3,397万5,000円の増額で、情報教育推進事業費の増額等であります。

第12款の諸支出金は1億9,463万9,000円の増額で、基金積立金（原資分）の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の変更であります。

1つ目は、包括施設管理業務委託で、期間は補正前と同じとし、限度額を555万4,000円から683万3,000円に変更するものであります。

2つ目は、小学校体育館空調設備賃借で、期間は補正前と同じとし、限度額を4,793万4,000円から7,907万4,000円に変更するものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の追加であります。

G I G Aスクール事業の実施に係る借入れで、起債の目的は、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業で、限度額は1億7,040万円であります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 6分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田代雄己君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金は4億2,427万4,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節生活保護費負担金は2,295万円の増額であります。住居確保給付金に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の増額であります。

2項国庫補助金は4億132万4,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総管理費補助金は124万円の増額であります。マイナポイント事業費補助金の計上であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1,300万円の増額であります。

子育て支援課の子ども・子育て支援交付金は50万円の増額であります。病児・病後児保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策支援事業に係る国庫補助金の増額であります。

保育課の保育対策総合支援事業費補助金は1,250万円の増額であります。保育施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策支援事業に係る国庫補助金の増額であります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は3億8,708万4,000円の増額であります。G I G Aスクール事業の実施に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び公立学校情報機器整備費補助金の計上であります。

9ページをお開きください。

16款都支出金は2億3,161万2,000円の増額であります。

2項都補助金は2億3,011万2,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、8節市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金は1億9,463万9,000円の増額であります。新型コロナウイルス対策の実施に伴い生じる市町村の財政需要の増加をはじめとする様々な

影響に対し、幅広い財政支援を目的として交付されるものであります。

なお、この交付金は、国や東京都の補助制度があるものについては、各種補助制度を優先して活用し、その上で一般財源が発生する部分に充当することとされておりますので、一時的に財政調整基金に積立てをし、令和2年度末までに充当先を決定して基金を取り崩して活用したいと考えております。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は483万8,000円の増額であります。

利用者支援体制強化事業補助金は155万2,000円の計上ですが、保育コンシェルジュ配置事業に係る都補助金であります。

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金は298万6,000円の計上ですが、認証保育所の臨時休園等に対する都補助金であります。

8目教育費都補助金は3,063万5,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は2,893万5,000円の増額であります。

地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金は900万円の増額ですが、民間塾を活用した学習支援事業に係る都補助金であります。

学力格差解消推進校事業補助金は100万円の計上ですが、昨年に引き続き、第五小学校及び第三中学校が東京都の指定校になったことに伴います都補助金であります。

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は1,893万5,000円の計上ですが、GIGAスクール事業の実施に伴います都補助金であります。

3節中学校費補助金は20万円の増額ですが、特別支援学級の専門性向上事業補助金の計上であります。

6節幼稚園費補助金は150万円の増額ですが、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は150万円の増額で、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の計上であります。

11ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は6億7,213万4,000円の増額であります。

補正予算（第2号）の財源調整として、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

13ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は170万円の増額であります。

自治総合センターコミュニティ助成金は170万円の計上ですが、自治会のコミュニティ活動で使います備品の購入に係る助成金であります。

15ページをお開きください。

22款1項市債、6目教育債、3節教育総務債は1億7,040万円の増額で、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債の計上ですが、GIGAスクール事業に係る市債であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は15億12万円の増額で、補正後の予算額は424億9,738万8,000円となるものであります。

17ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1,913万7,000円の増額であります。

1 項総務管理費は1,901万8,000円の増額であります。

1 目一般管理費は1,169万5,000円の増額であります。

18の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、手指消毒剤等の購入に係る消耗品費を計上するものであります。

2 目文書費、3 の情報公開・個人情報保護事務費は8万1,000円の増額であります。特別定額給付金給付事業等の実施のための会議の開催回数の増に伴う個人情報保護審議会委員報酬の増額であります。

7 目企画費、10の公共施設等マネジメント事業費は59万6,000円の増額であります。中学校体育館の空調設備保守管理業務に関連して、自家用電気工作物の保守業務に係る経費等が増額となったことに伴います。包括施設管理業務委託料の増額であります。

10目電算管理費、2 の社会保障・税番号制度推進事業費は124万1,000円の増額であります。マイナポイント普及啓発事業に伴います会計年度任用職員報酬の計上等であります。

12目地域振興費、1 の市民協働事業費は175万円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

19ページをお開きください。

13目市民センター費は365万5,000円の増額であります。

2 の奈良橋市民センター管理費は48万8,000円の増額であります。給水管の修繕に伴います施設修繕料の増額であります。

7 の南街市民センター管理費は108万3,000円の増額であります。冷暖房機賃借料の計上であります。

12の新堀地区会館管理費は208万4,000円の増額であります。冷温水発生機の修繕に伴います施設修繕料の増額であります。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費、2 の徴収事務費は11万9,000円の増額であります。収入額の見込み増に伴います軽自動車税（環境性能割）徴収取扱費負担金の増額であります。

21ページをお開きください。

3 款民生費は5,173万4,000円の増額であります。

2 項児童福祉費は2,113万4,000円の増額であります。

2 目児童措置費は1,877万3,000円の増額であります。

6 の認定こども園事業費は30万円の増額であります。保育士確保支援事業補助金の増額であります。

13の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,847万3,000円の計上であります。保育施設等における感染拡大の防止のため、1園当たり50万円を上限とする民間保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金等を計上するものであります。

3 目市立保育園費、2 の狭山保育園運営費は39万6,000円の増額であります。新型コロナウイルス対策のための電解水生成器購入費の計上であります。

7 目学童保育所費、1 の学童保育所運営費は196万5,000円の増額であります。新型コロナウイルスの影響により、保護者等へ郵送する通知が増加したことに伴います郵便料の増額等であります。

23ページをお開きください。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、4 の生活困窮者自立支援事業費は3,060万円の増額であります。新型コロナウイルスの影響により、支給対象者の見込み増に伴います住居確保給付金の増額であります。

25ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、4の道路補修事業費は63万5,000円の増額であります
が、電柱の移設に伴います配電設備等移設補償費の計上であります。

27ページをお開きください。

10款教育費は12億3,397万5,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は12億2,469万3,000円の増額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は150万円の増額であります
が、小中学校全15校で実施しますオリンピック・パラリンピック教育推進事業に係る補助金の計上
であります。

17の情報教育推進事業費は12億1,319万3,000円の増額
ありますが、国が推進するGIGAスクール事業の実施に当たり、小中学校全校に通う児童・生徒に対し1人
当たり1台の端末を導入するための電算機器等購入費等の計上
であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は1,000万円の増額
ありますが、学力向上のため中学3年生を対象とした民間塾を活用した学習支援に係る学習支援事業委託料の計上
等
であります。

2項小学校費は443万1,000円の増額であります。

3目特別支援学級費、2の小学校特別支援教室等事業費は253万円の増額
ありますが、利用児童数の増に伴います第七小学校の通級指導学級を新たに1学級増やすため、通級指導学級設置
工事費を計上する
ものであります。

29ページをお開きください。

4目学校保健衛生費は190万1,000円の増額
あります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、小学校における手指消毒剤等の購入に係る消耗品費を計上
する
ものであります。

3項中学校費は104万3,000円の増額
あります。

3目特別支援学級費、1の中学校特別支援学級事業費は20万円の増額
ありますが、特別支援学級の専門性の向上を図るための備品購入費等の増額
あります。

4目学校保健衛生費は84万3,000円の増額
あります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、中学校における手指消毒剤等の購入に係る消耗品費を計上
する
ものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、2の社会教育事務費は14万7,000円の増額
ありますが、新型コロナウイルスの影響により、学校施設利用者へ郵送する通知が増加したことに伴います郵便料の増額
あります。

31ページをお開きください。

5項保健体育費、2目体育施設費、1の体育施設運営費は216万1,000円の増額
ありますが、上仲原公園テニスコート照明設備改修工事費の計上
あります。

6項幼稚園費、1目教育振興費は150万円の増額
あります。

4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、私立幼稚園における感染拡大の防止のため、1園当たり50
万円を上限する私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を計上する
ものであります。

33ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は1億9,463万9,000円の増額
ありますが、歳

入の都支出金であります市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を一時的に積み立てるため、財政調整基金を計上するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は15億12万円の増額で、補正後の予算額は424億9,738万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、予算書は、補正予算の28ページになりますけれども、情報教育推進事業について4点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、GIGAスクール事業に多額の予算が計上されておりますけれども、コロナ禍で児童・生徒のことを考えると、とても期待する事業であると思っておりますけれども、どのような背景で計上されたのか、市の考え、決意をお伺いをいたします。

2点目は、スクールサポーターの配置についてですけれども、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

3点目は、基本的に端末、1人1台ということですが、これに関してはいつ頃導入して、どのように取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

4点目は、私も懸念してはるんですが、Wi-Fi環境がない人に対してはどのように進めていくのか、これ学習の遅れがちょっと気になるんですが、この4点についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費、GIGAスクール事業でございます。

GIGAスクール構想につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休業の長期化に伴って加速化され、全ての児童・生徒の学びを保証できるICTを活用した学習環境の早急な整備が求められております。今回の国の補正予算による1人1台端末の前倒しを受け、大変多額な予算ではありますが、東大和市の児童・生徒にも令和時代のスタンダードと言われている1人1台の端末の環境を整え、全ての子供たちの学びを保証していくことが市として必要であるとし、今回の補正予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、GIGAスクールサポーターについてでございますが、GIGAスクールサポーターは、通信環境の整備などのサポーターとして国が2分の1補助するものでございます。このGIGAスクールサポーターにつきましては、市全体のICT環境整備の設計、工事や納品における事業者対応、それから使用マニュアルやルールを作成、使用方法の周知などの取組を支援することを予定業務としておりまして、教育委員会に1名の配置を考えているところでございます。

続きまして、1人1台端末の導入の時期でございますけれども、GIGAスクール構想における1人1台端末の導入につきましては、現在、全国規模での導入が計画されておりますことから、市場全体で端末が不足しているような状況も見込めます。市といたしましては、児童・生徒の学びの充実に向けて、できるだけ早期の導入を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、Wi-Fi環境がない御家庭に対する対応ということでございますけれども、臨時休業期間中につきまして、東大和市でもオンライン学習ということで、コンテンツを幾つか提供のほうさせていただきます。

したが、家庭におけるICT環境の活用が難しい児童・生徒の御家庭に対しては、学校にある端末を利用した学習支援を計画し、そちらを実施をさせていただいたところでございます。今後、1人1台端末を導入する上で、端末の家庭利用も想定していく必要もありますことから、Wi-Fi環境のない家庭に対する対応につきましても、今後、併せて検討が必要であると認識しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 1点、Wi-Fi環境がない人に対して、このWi-Fi環境がない人は大体どのぐらいいるのか、ある程度把握をされているのか、万が一、その学校の端末ということですが、それで可能なかどうかお伺いをしたいと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書28ページのGIGAスクール構想に関してのWi-Fi環境のない家庭の割合ということでございますけれども、済みません、ちょっと今、私のほうで手元にないもので、ただ思ったほどですね、全校に一応、御家庭には聞いていただきましたけれども、思ったよりは多くはなかったということで聞いております。申し訳ありません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 何点かお伺いします。

補正予算書の4ページ、債務負担行為補正のところ、小学校体育館空調設備賃借のところ、小中学校、これ小学校ですけれども、体育館のエアコン設置について、コロナの影響があちこちにあるかと思うんですけれども、当初の予定どおり導入できる見込みなのか、夏休みも短縮されるということですが、そういったこともあってスケジュールにどのような影響があるのか伺います。

次に、補正予算書の22ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費のところ、民間保育園に対する支援ですけれども、マスクや消毒剤など必要な物資が各保育施設に十分に行き届いているのか、そのあたり市が把握しているのかということと、現状ですね、それと今後の見込みについて伺います。

それから、登園自粛によって子供の受入れ数が減ったということで、保育士も併せて休暇となったケースがどの程度あったのか。今はないのかな……あったのかということと、またその際の賃金保障をどのように行ったのか伺います。

次に、補正予算書28ページの情報教育推進事業費、GIGAスクールのところですが、その具体的な内容について、どのようなコンテンツを利用するのか。この間、休校中、テレビとかでも見た情報だと、その学校の教員の皆さんが何かコンテンツを作ったりとかというのをちょっと見受けたものですから、教員の方々が関わったりするものなのか、それによってまた教員の方々の負担というか、どのような内容を考えているのか教えていただきたいのと、また期待する学習効果ということと、また通常この学校があるときの教育活動の中と、今後また万が一、休校ということになった場合に、その休校中にそれぞれどういった使い方を想定されているのか伺います。

それから、子供たちが情報端末ということで、当然インターネットにもつながるものだと思いますので、メディアリテラシーということですが、子供たちがそのあふれる情報をどのように正しく使えていくようにするかというような、そういうものを獲得するための学びというのも大変重要だと思うんですが、その点について教育委員会の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書4ページ、債務負担行為補正、小学校体育館空調設備賃借でございます。体育館の空調機器の工事につきましては、現在、速やかに工事が進むように日々取り組んでいるところ

でございます。各工事において、可能な限り前倒しをして、作業が進むように検討をしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症によるメーカー製品の納期や施行者の体制に、今のところ特段大きな影響は出ておりません。

今年度の夏休みの短縮は、皆様方にはお知らせをしたとおりでございますけれども、学校の活動と工事は重複はいたしますけれども、児童・生徒の教育環境を少しでも早く整えるために、安全に努めながら着実に工事が完了するように今後取り組んでまいります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の影響は不透明な点もございますので、事態の変化には速やかに対応できるように、状況は注視してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算書の28ページの情報教育推進事業費のGIGAスクール事業についてでございます。

コンテンツの御質問がございました。こちらにつきまして、本事業は児童・生徒1人1台端末の整備を行うものでございます。

導入する端末に組み込むコンテンツ等につきましては、今後、学校の意見聴取を行いながら選定していくこととなりますが、例えばいわゆるワープロや表計算、プレゼンテーションなどの基本的な学習ソフトや、授業場面で教員から端末を通して学習課題や資料の提示を行ったり、また児童・生徒の考えを画面上において学級全体で共有したりできる授業支援ソフト、それからオンライン学習のできるデジタルコンテンツなどが考えられます。期待する学習効果といたしましては、児童・生徒の学習への興味関心や、学習意欲や態度の向上、デジタル資料を活用することによる分かりやすい授業の構築などが考えられます。

使い方といたしましては、通常の授業におきましてはインターネットを活用しての調べ学習や、視聴覚資料を児童・生徒の端末に提示したり、児童・生徒の考え方など他の児童・生徒に提示して、学習内容の共有化を図ったりする活動などを想定しております。また休業中におきましては、オンライン用の学習コンテンツの活用、また学校からの動画配信、それから学校と家庭との双方向の学習などにより、学習内容の定着を図ることなどを想定しております。

また、続きまして子供たちがタブレットを使うことによるメディアリテラシーの獲得の件でございますけれども、子供たちがこれまで以上に端末を利用する機会が増加することが想定されますことから、児童・生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用する力であったり、情報技術の基本的操作、それからプログラミング的思考や情報モラル等の情報活用能力の習得が必要であると認識しております。学校においては、これまでもパソコンを活用した学習とともに、セーフティ教室などにおいて、携帯電話やスマートフォン、インターネットの安全な使い方や危険性などについて指導を重ねてきておりますけれども、今後も学校と連携して子供たちの情報モラルをはじめとする情報活用能力の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書22ページ、民間保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金についてでございます。

マスクや消毒剤の在庫につきましては、随時、保育施設と連絡を取り合っておりまして、マスクにつきましては市の備蓄分や東京都からの支給分、寄附物品などですね、合わせましておよそ約2万5,000枚余りを市内の保育施設に対して提供しております。

4月以降の緊急事態宣言後の登園自粛要請によりまして、利用児童が少なくなったということで、それに応

じた職員配置などを行っているという運営などで、マスクの消費量も少なくなっていることや、職員がマスクを自作しているなどの工夫によりまして、現在支障なく運営ができていますものと各園から伺っております。

市といたしましては、今後、感染防止のためのマスクや消毒剤ですね、それから備品等の購入をするに当たりまして、1施設当たり50万円を上限に、今回のこの補正を行うことで、今後も必要なマスク等のそういった衛生用品等の購入をしていただきまして、その在庫状況につきましては引き続き各園と随時連絡調整を図りながらですね、連携を進めながら対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、登園自粛により子供の受入れ人数が減ったということでの保育士の休暇等の状況でございますけれども、市からの登園自粛要請によりまして、各園の登園児童が少なくなって、それに沿って職員配置等を行って運営してきたということでございます。各園におきましては、国の方針に従いまして、通常どおり月の初日の受入れ児童に見合う運営費の支払いを市として行っておりますので、4月以降も適宜、職員の賃金については減少することがないよう、市内各施設に対しまして市から通知を行って、適切に対応を図るよう依頼をしております。また、各保育施設の職員の休暇等の取り扱いにつきましては、令和2年5月29日付で国から事務連絡がございまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、有休ということでの具体的な見解が示されましたことから、各施設において適切に対応していくということでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費で、先ほど私の答弁の中でWi-Fi環境のない御家庭のところの答弁をさせていただきます。

今回ですね、児童・生徒の御家庭に対してお聞きしたところ、Wi-Fi環境があるという御家庭が96%でございました。ただし、今回のオンライン学習を行うに当たって、御家庭のスマートフォンですとか様々、端末をお子さんの家庭学習に利用することができないということで、お答えいただいた御家庭が15%あったということでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

補正予算書28ページのGIGAスクールのところで、コンテンツについて大分イメージはついたんですけども、そうすると既存の今あるオンラインの学習のものというのも、今既存のものはあると思うんですけども、そういうものも使いつつ、その学校の資料とか、そういうものも組み合わせられるようなものをちょっとイメージしたんですけども、そういう柔軟なもの、既存のものをそのまま使うというよりは、そういう柔軟なものになるのか、その辺もうちょっと教えていただきたいということと。あとメディアリテラシーのところ、今セーフティ教室なんかも保護者と一緒に参加するものもありますので、そういうものに参加すると、今どっちかというSNSを危険のないように使うみたいな、そういう内容が多いかなというふうに思うんですけども、やはりそのすごいあふれる情報の中で、自分がいろんなものを手に入れる中で、それをどう自分の頭で考えて判断していくかみたいな、何かそういった、ただ危険を避けるということだけじゃなくて、そういうような教育もぜひ今後必要なのではないかなと思うんですが、その点についてももう一度お考えを聞かせていただければと思います。

○**議長（中間建二君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費、GIGAスクール事業のコンテンツの今後のことでございますけれども、これまでもインターネットで調べものをしたり、児童・生徒の学びの画面の共有など、これまでも活用をしております。コンテンツの中身につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、これから検討をしていくところでございます。子供たちの学びがより深くなって、学習に効果があり、また学習に興味を持っていただけるようなコンテンツの導入を、今後検討をしていきたいと思っております。

また、メディアリテラシーについてでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、これからの情報活用能力や情報モラルの向上といったものは、大変重要な点だと認識をしております。これまでどおりの形ではなくて、積極的に情報や情報手段を主体的に子供たちが選択し、活用できる能力を伸ばせるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） それでは、何点か伺わせていただきます。

補正予算書の17、18ページ、総務費の包括施設管理業務委託料の増額についてでございますけれども、保有する建築系の公共施設の維持管理に必要な保守点検等に係る業務を包括的に委託することで、当該業務の実施水準の向上、また効率化等を図るとともに、将来の建築系の公共施設マネジメントに資するための導入だというふうに考えますけれども、今後見込めるその効果について伺いをさせていただきます。

また、同じく17、18ページの社会保障・税番号制度推進事業費についてでございます。マイナポイント普及啓発事業に係る経費ということでございますけれども、マイナポイントの普及啓発を進めることによって、どのような事業を考えておられるのかお聞かせいただきたいのと、見込める効果についてもお聞かせをいただければと思います。

また、補正予算書の27、28ページ、教育費の学校行事・部活動等運営支援事業費でございますけれども、こちらのオリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金でございますけれども、このコロナ禍でどのような教育内容を考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

そして、最後に補正予算書の33、34ページの諸支出金の基金積立金の原資分でございますけれども、この原資に関しては、東京都からの市町村新型コロナウイルスによる感染症緊急対策特別交付金でございますけれども、他の自治体では様々なこの事業を考えていらっしゃるようですけれども、当市でもどのような事業を見込まれているのかお伺いをいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の17、18ページになります総務費の関係ですが、包括管理業務委託料の増額の関係です。今回の増額の理由としましては、中学校の体育館の空調設備の設置に伴いまして、自家用電気工作物の保守管理業務の点検の増ということ等になっているところでございますが、この包括施設管理業務委託を行うに当たった効果ということでございますけれども、まず実施水準が平準化されるということで、専門事業者が同じ目で見ますので、その辺がきちんと把握できると。特に点検なども法定点検がしっかり行われるという、一つは効果があると思います。また、職員のほうとしましては、やはり契約事務だったり支払い事務、また契約の履行などを個別にやっていたものが、今回この包括施設管理業務委託によりまして、業者がやっていただきますので、その辺の効率化が図られるということです。

また、将来的な施設に対しましては、この法定点検等の結果や、その建築系の公共施設の考え方につきまして、専門業者が同じ目で見えておりますので、そこで更新等の状況につきまして、業者を通じて市のほうでも入手して、そこで適切な管理をしていくというようなことになっております。

続きまして、補正予算書の34ページ、基金積立金の関係でございます。今回のこの東京都の特別交付金の関係は、国、東京都のほうからですね、国や東京都の補助制度があるものは、まずそちらを活用してということで、その上で一般財源が発生する部分に充当するというところでされておまして、その結果、今回は一時的に財政調整基金のほうに積み立てることを考えております。

また、それを活用した、東京都の交付金を活用した事業でございますが、まず今回はGIGAスクールがかなり大きい金額が必要としております。子供たちのためにということで、本市ではそこを今年度、前倒しで、一括で導入することにしたので、まずそこを最優先で導入、充当したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 補正予算書18ページ、社会保障・税番号制度推進事業費でございます。

この事業につきましては、国庫支出金の10分の10の補助率の事業を活用するものでございまして、事業内容といたしましては、マイナンバーカードを使用して消費の活性化を図るという事業でございます。

主な内容といたしましては、マイナンバーカードとひもづけをされたキャッシュレスでチャージ、またはお買い物をされますと、プレミアム率が25%、最大で5,000円分が還元されるという内容でございます。

予定されている事業の期間は、令和2年の9月から年度末までとされております。事前にマイキーIDという本人の個人認証をする設定が必要でございます。これは現在でもマイナンバーカードをお持ちで、スマートフォン等から設定することは可能でございますが、事業を推進するために市民ロビーにマイナーポータルを設置しまして、会計年度任用職員も配置して、IDの設定の支援をしたいという内容でございます。

期待される効果でございますが、国のほうからは消費の活性化、またキャッシュレス決済を普及、促進させること、またマイナンバーカードのこの機会に普及促進を図れるということが、3点挙げられております。

以上でございます。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書28ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費について

でございますが、これまで本事業は毎年度、東京都からの補助金を受け、オリンピック・パラリンピック教育の推進に資する取組に活用してきたところでございます。令和2年度におきましては、1個当たり10万円の補助となっており、その用途につきましては原則外部講師への諸謝金のみと規定をされております。各学校におきましては、本年度予算の活用について、今後、具体的な計画を立てていくこととなりますが、例えばオリンピック・パラリンピックに関わるアスリートや、日本の伝統文化の継承や、障害者理解教育に資する外部講師などを招聘するなどして、オリンピック・パラリンピック教育を推進する予定でございます。

議員がおっしゃりますように、このコロナ禍におきまして、状況の変化もあろうかと思いますが、現時点ではそのように予定をしているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書2ページ、3ページの歳入歳出予算補正のところ、補正予算の全体の組み立てについて伺います。

歳入の国庫支出金のところでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1円も計上されていません。

また、都支出金のところで1億9,463万9,000円、入ってきた市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金は、そのまま財政調整基金に積み上げられてしまっています。10万円の給付金も本格的にはこれから、雇用調整助成金も持続化給付金もなかなか届かない、届いたときにはお店や会社が潰れているのではないかという状況です。まさに今が問われています。

他市では、国や都の交付金を活用したり、財政調整基金を取り崩したりして、暮らしと営業を守る支援やPCRセンター設置など、医療、福祉を守る支援を行っています。これらの交付金は、市の単独事業にも活用することができます。今回の補正予算で、国と都の交付金を活用した市民の支援策をなぜ具体化していないのか伺います。また、国のコロナ対応地方創生臨時交付金の東大和市における交付限度額を伺います。

次に、7ページの国庫支出金のところですけれども、内閣府が5月26日に明らかにした、5月20日までに申請されたコロナ交付金の実施計画の集計によると、事業継続に困っている中小小規模事業者への支援が55.8%、生活に困っている世帯や個人への支援が10.4%など、73.3%が雇用の維持と事業の継続に使われ、医療提供体制の整備にも6.2%が使われています。国や都の交付金、また財政調整基金の取り崩しなどで、中小小規模事業者への支援や生活に困っている世帯や個人への支援、医療提供体制の整備や介護、福祉施設への支援などを行っている事例を伺います。都内及び多摩26市の状況を教えてください。子育て世帯などへの上乘せ支給などについては、前の議案で伺いましたので、これを除いたところで伺います。

次に、27ページの教育費のところですが、GIGAスクールの問題で、先ほど答弁の中で全国的にこれやられてるということで、4年間かけてやることを1年で一気に整えるということのようですが、都内、少なくとも26市については足並みそろえて、これ一斉にやるという状況になっているのかどうか伺います。

同じく27ページ、教育費のところですが、3か月にわたる長い休校が終わり、分散登校が始まりました。小児科学会は休校措置について、感染予防効果は乏しくデメリットが大きいとしています。給食がなかったこと、抑鬱症状も心配されます。ネグレクトや虐待が激化することも報じられているところです。遅れた勉強を取り戻すという問題もあります。こうした山積する課題に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教職員の増員が必要と考えますが、現状と対応を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の2ページ、3ページ、歳入歳出全体の関係で、交付金の活用についてということでございます。国の交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、こちらにつきましては現在、限度額が示されていますが、限度額は約2億2,000万円となっております。これにつきましては、それに対する実施計画を提出しまして、その上で交付決定がされるというふうになっております。現時点で確たる金額を捉えることができないということで、補正計上はしていないということでございます。

続きまして、補正予算書の7ページの国庫支出金の関係です。他市の事例ということでございますが、幾つか把握してる事例を申し上げますとですね、中小企業者への支援につきましては、売上げが減少している事業者に対する給付や家賃補助、運転資金の調達に係る融資あっせんや利子補給などがあります。生活困窮者への支援としましては、緊急食料支援などがあります。また、医療提供体制の整備としましては、病床確保や、あるいは手当の支給、防護服の購入などがあります。また、介護福祉施設への支援につきましては、事業運営に苦慮している介護保険や障害福祉サービス等事業者への給付などがあるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費、G I G Aスクール事業費に関しての御質疑でございました。先ほどの26市、このG I G Aスクールに一斉にやる状況にあるかどうかというところの御質疑でございますけれども、この1人1台端末の必要性を各市の状況の中で、それぞれで取り組んでいるものと認識をしてございます。他市の状況を調べたところ多くの市で、この今年度、6月あるいはその先の市議会のほうで予算を計上をするということで、情報としては伺っております。

続きまして、同じく補正予算書28ページの情報教育推進事業費、G I G Aスクール事業に関連する学校の臨時休業に伴う課題等への対応についてでありますけれども、臨時休業期間においては各学校から全家庭への電話連絡を個別に行い、児童・生徒の生活面、心理面、学習面等の状況把握とサポートを行ってまいりました。また、不安を抱える児童・生徒等に対しましては、担任、スクールカウンセラー、養護教諭等によるカウンセリングを実施するなど、個別の対応にもそれぞれの学校で努めてきたところでございます。学校が再開しました今後につきましても、保護者とも連携をしながら、学級担任とともにスクールカウンセラーや養護教諭、スクールソーシャルワーカーなど、関係する大人が協働して、個々の児童・生徒の状況を適切に見取り、情報共有を図りながら、現在様々な不安を持っている児童・生徒の皆さんの細やかな支援に努めてまいりたいと思っております。

なお、国の令和2年度第2次補正予算におきましては、児童・生徒の学びを保証するための人的体制の支援が示されておりますので、今後この補助事業の詳細な把握に努め、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 27ページの教育費、G I G Aスクールのところで、市が得ている情報で、26市の中でやらないという、今年度、一気にやらないという情報があるのかどうか。まあ、大体みんなやるんだろうと思ってるんですけど、そこら辺、もう一度伺います。

それから、長い休校が終わって、子供たち大変不安定な状況の中で登校してるとは思いたくありませんけれども、ぜひ人的体制も整えて、十分なケアというんですかね、教育ができるようにお願いしたいと思っております。

それから、7ページ、国庫支出金と9ページの都支出金のところですけれども、今答弁を伺ってても、多くの市でG I G AスクールはG I G Aスクールでやりながら、これらの交付金を活用したり、もしくは財政調整基金を取り崩したりして、様々な施策をやっているということなわけですね。東大和市でいうと、合わせて4兆円を上回る大切な財源がありながら、東大和市でこの市民の暮らしと営業を守る施策の具体化が行われていない。

この背景には、市民の暮らしの実態に対する認識の問題もあるんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけです。それで、日本フードサービスの外食産業市場動向調査によると、3月の売上高は前年同月比マイナス17.3%、4月はマイナス39.6%の前年比60.4%の売上高、過去最大の下げ幅を大幅に更新する。中でもパブは前年比4.1%、居酒屋は9.7%と一桁台、ディナーレストランは16%、喫茶は27.6%とそれぞれ壊滅的な打撃を受けた。壊滅的という、まあ全滅してるという状況を言ってるわけです。

先ほど31号議案に関わって、納税業務を通じて市民の暮らしの実態がどう見えているのかという話を伺いました。セーフティネット融資の件で4月初旬に伺った話では、飲食業が多いと思ったら、建築資材が入らないことから仕事が先延ばしとなり、建築関係も多いという話も伺いました。社会福祉協議会の20万円のコロナ緊急融資の申請については、4月、100件、4月末からは労金の窓口になっているけれども、5月は社協だけで

150件のほかに20万でなく60万円借りられる総合貸付が49件、4月の2倍になっているということです。生活福祉課や高齢介護課、障害福祉課、産業振興課、保育課、子ども家庭支援センターや教育委員会などで、市民や子供たちの困難な状況をどのようにつかんでいるのか伺います。

また、この国と都の交付金を活用して暮らしと営業を支援していく上でも、各課で掌握している市民の実態を聞き取り調査と位置づけて積極的に吸い上げていく仕組みが必要だと考えますが、市の認識と現状について伺います。

同じく7ページの国庫支出金と都支出金のところですが、今日、明日を切り分けられるかというところに置かれている市民が大勢いるということだと思います。速やかに支援を届ける必要があります。市が様子見しては、文字どおり市民は救われません。閣議決定された政府の第2次補正予算案では、予備費が10兆円もあるので分からないところがありますが、コロナ対応地方創生臨時交付金は少なくとも2兆円、上積みされて3兆円になります。単純計算すると、東大和市では8億6,000万円程度の財源となると思います。今回の補正予算で具体化されていない事実は動かしようがありませんので、迅速に3次補正を組み、臨時議会を開いて市民の暮らしと営業、医療と福祉を守る施策を具体化する必要があるのではないかと思います、市の認識を伺います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費、G I G Aスクール事業の中の他市の状況でございますけれども、最終的な決定としてやらないと決定した他市の情報は把握はしてございません。以上です。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 補正予算書7ページあたりになります。国庫支出金、都支出金の関係で、福祉部が所管しております生活福祉課、高齢介護課、障害福祉課の関係で、現状の市民の暮らしのあたりの把握の状況でございますけれども、まず全体的な状況としまして、緊急事態宣言が発令されました4月7日前、2月の後半ぐらいからですかね、外出自粛が求められておまして、このようなことからそれぞれの方々の行動ですとか活動、また就労の部分も含めてでございますけれども、また精神面において影響があるものというふうには考えてございます。

また、収入面におきまして、高齢者の方ですとか、障害をお持ちの方の多くの方の収入につきましては、年金ですとか手当が主なものとなっておりますということで考えておりますことから、この年金ですとか手当に関する影響は少ないものというふうには考えております。しかしながら、御本人の就労ですとか、御家族の状況等により、少なからず影響があるものと考えておりますけれども、現在、高齢介護課、障害福祉課におきましては、この辺の相談につきましては少ない状況であるというふうにつかんでおります。

また、生活福祉課におけます生活保護の状況でございますけれども、3月、4月、5月の状況等、少しお話をさせていただきますと、3月が相談が41件、このうち申請が21件でございます。4月は相談等が36件、申請が12件、5月が相談が26件、申請が8件ということで、どちらかというとも3月から減少傾向に出ているというふうに、実態はそうなっております。しかしながら、これは特別定額給付金ですとか、先ほど議員からお話がありました社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援資金ですとか、住居確保給付金など、また事業者では持続化給付金などの給付的な事業等も始まっております。様々な生活を支えるための支援を活用していることも、一つの要因かなというふうには考えております。

今後は休業等によって収入が減少した方々が、今後、職場に復帰するなり、そういった今までの活動がいくということになって、収入が、状況が元に戻るようなことになれば、生活保護には至らなくなるかなというふ

うには思いますが、引き続き収入が減少するようなことがあれば、福祉、生活保護は最後のセーフティネットと言われておりますので、この申請も増加してくるというふうなことも、先日の新聞報道なども少しさされておりましたということは承知してございます。この状況につきましては、注視していく必要があるというふうには福祉部としては考えております。

以上です。

○市民部長（村上敏彰君） 続きまして、産業振興課の窓口で市民の方々から承っております御相談等についての御状況を説明させていただきます。

先ほど議員さんのほうからお話ございましたセーフティネットなどの保証認定業務につきましては、5月は154件という形で件数自体はかなり増えてございます。また、市のほうから商工会のほうにお願いをいたしまして、事業者に対してアンケートを取っていただきまして、そちらの集計についても、現在126件の御回答をいただいているというところでございます。このほか市のほうの観光担当ということでいけば、観光事業自体が今実施をなかなか自粛できておりませんので、観光担当といたしましては、うまかんべえ～祭の実施しているところで、協力事業者とか、あとスイーツウォーキングの実施している事業者のところにお伺いをして、お話を伺うことなどしております、こちらは今、現状では25件ぐらいの方、事業所からお話を伺っております。いずれにいたしましても、いずれの事業につきましても今、現在内容の精査をしているという状況でございますので、まだその傾向等は把握できてございません。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私のほうからは、保育課や子ども家庭支援センターの状況につきまして御答弁させていただきます。

保育課におきましては、保育料の督促のときにですね、今回のこの新型コロナウイルスの影響によりまして、保育料の納付が困難というようなお話がございましたら、御相談いただけるようにお伝えをさせていただいて、個々の御家庭の状況等がございますことから、丁寧にその状況を伺いながら対応しております。

また、子ども家庭支援センターでは、保育園や幼稚園、小中学校との関係機関と連絡を取り合いながらですね、お子さんとその御家庭の状況について確認や情報共有を図っております。いずれにいたしましても、それぞれの御家庭の状況によって、生活に困窮しているというような状況がうかがえまして、その中でお話を伺いながら、それぞれの関係機関につなげるように連絡調整をしているというところでございます。

以上でございます。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書2ページ、国庫支出金及び都支出金に関連して、子供たちの困難な状況の把握についてでございますけれども、教育委員会におきましては、学校からの情報を含め、現時点におきましては該当するような状況についての情報やお声などはいただいているところでございます。市民の実態を把握するための仕組みについてでありますけれども、例えば学校において該当するような情報を得た場合には、スクールソーシャルワーカーが当該家庭の状況の把握に努めながら、必要と思われる関係機関へ適切につなぐことが必要であると認識してございます。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時23分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田代雄己君） 補正予算書の7ページと9ページ、国庫支出金と都支出金の関係でございます。

国と都の交付金の活用についての庁内の関係でございますが、今回、国の交付金を活用するに当たりましては、全庁的な要望等を確認したところであります。その中では、やはりGIGAスクールの事業ですね、まず規模が大きかった、市の負担が大きかった、そして国の補助金が前倒しになって、今年度ということもありました。そういうこともありまして、大分この選択には苦心したんですけども、子供たちのことを最優先にということで選択をさせていただいているものでございます。

また、同じページになりますけれども、国庫支出金と都支出金の関係で、国の第2次補正ですか、そちらを活用したものであるということでございますけれども、現在、国の2次補正の関係の詳細につきましては、金額も含めてまだ確認できてない状況でございます。また、今の閣議決定の内容を見ますと、家賃支援給付金の創設とか低所得のひとり親世帯への追加的な給付など、そういう暮らしに向けた施策なども、国のほうからも出ているところがございます。市としましては、国や東京都の取組を踏まえまして、必要なものにつきましては検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 1点、確認させていただきます。

ページ、24ページの生活困窮者自立支援事業費の住居確保給付金の増額についてでございます。こちらのもともとの制度よりも、要件が緩和になっていると思うんですけども、その詳細と、あと何人というか、何件を見込んでの増額なのか教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 補正予算書24ページ、生活困窮者自立支援事業におきます住居確保給付金の内容でございます。

基本的に、この住居確保給付金につきましては、離職や休業等に伴う収入の減少によりまして、住居を失う恐れが生じている方につきましては、原則3か月、最大9か月まで家賃を補助する制度でございます。これ2回ほど制度が改正されておりまして、まず1点が離職等から2年以内の方に加えまして、対象の方を個人の責に帰すべき理由、都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮している方と、この辺が新型コロナの関係に影響してくるかなということが1点。また、基本的にはハローワークの求職申込みが原則であったんですけど、これが不要になってございます。また、月4回の自立相談支援機関との面接につきましても、月1回の書類提出に緩和されております。こういったところが、少し拡大されているかなというところです。

今回の3,060万の補正予算額の内訳でございますが、対象者数を102人、家賃につきましては5万円をベースに、家賃資金月数を6か月というふうな形で算定基礎をしまして、3,060万円の補正予算を計上させていただいたと、こういうことでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 補正予算書28ページの情報教育推進事業費、GIGAスクール構想のことなんですけど、このような状況ですので、1人1台というのは進めていくのかなというふうに思いますけれども、ただ1点、たくさんの子供たちが一度に使うということで、その環境などもより充実したというか、大きなものになっていくかと思っておりますけれども、電磁波の影響が心配されて指摘をされています。特に体が小さい子供たちには、電磁波の影響というものはあるかと思っておりますけれども、そのあたりの認識と、あとこの制度設計をするGIGA

スクールサポーターの方というのが派遣されてくると思いますけども、その方にもそういった認識を持っていただきたいと思ってますけれども、そのことについて伺いたいと思います。

それから、もう一点、その同じ28ページの学力・授業力向上推進事業費の学習支援事業委託料、こちらのほうなんですけど、民間塾を活用して学習支援ということになるかと思いますが、対象の方をどうやって募集するのかということと、あとこれは単年度事業なのかどうか伺います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書28ページ、情報教育推進事業費、GIGAスクール事業についてありますが、電磁波についてでございますけれども、教育委員会では児童・生徒が1人1台端末を利用するに当たっての電磁波などの影響の有無につきましては、現時点においては確認はできていないところでございます。今後、何かそのようなことが、何か例えば国から指針とか、何か気をつけるような点とか、そういったものがあるようでしたら、GIGAスクールサポーターと、その辺の情報共有ということはしていきたいと思っております。

続きまして、同じく28ページの学力・授業力向上推進事業費の学力支援事業委託料についてでございますけれども、対象とする生徒の選定についてでございますが、具体的な事業内容は今後計画して実施していくこととなりますけれども、本事業の実施方法につきましては、中学校とも協議をしながら、対象となる生徒の選定の仕方についても、具体的に今後検討をしていきたいと思っております。例えばでございますけれども、本事業は民間学習塾の外部人材を活用することから、塾を利用していない生徒さんを対象としたり、学力の習得状況から授業の対象となる生徒さんを選定したりとするようなことが想定されると思っております。こちらの補助事業の期間につきましては、2年間の指定を受けているものでございます。

以上です。

○**議長（中間建二君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔15番 佐竹康彦君 登壇〕

○**15番（佐竹康彦君）** 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表し、第35号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）に対し、賛成の立場で討論をいたします。

本年、当初より世界的な新型コロナウイルス感染症が拡大をしていく中、我が国においても約1万7,000人に及ぶ感染者が発生し、900名近くの方がお亡くなりになられるなど甚大な被害が出ております。お亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染者の方に心よりお見舞いを申し上げます。

また、医療の最前線で粉骨砕身の治療、看護に当たられている医療関係者の皆様、並びに日常生活を支えるエッセンシャルワーカーの皆様に最大限の感謝を申し上げる次第です。

また、尾崎市長並びに市職員の皆様におかれましても、最大限の緊張感を持って市民の命と健康を守る施策

を展開されてこられたことに対し、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、この新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、政府より緊急事態宣言が発せられ、国民生活全般にわたる自粛が求められました。この間の感染症拡大対策の影響により、市民生活や経済活動は多大な影響を受けました。これに対して、国及び東京都からは様々な支援策が打ち出され、各自治体へ多額の補助金等が支給されることになりました。これを受けて東大和市においては、専決処分された令和2年度の補正予算（第1号）に続き、第2号において各種の政策を推進されることになりました。

今回の補正予算においては、特に学校教育のICT化推進について力を入れて、GIGAスクール事業を当初予定よりも前倒しをして、大幅に進めていただくことになりました。以前から学校教育におけるICT化の促進を訴えてきた私どもとして、このことを高く評価し、市長のリーダーシップのもと、市及び教育委員会がこの決断に至ったことに敬意を表するものであります。今後、教育委員会や現場の教職員の皆様には、様々な場面で御苦勞していただくことになるかと存じます。今回のコロナ禍において、学習環境の格差や子供たちの学習の遅れが懸念される中、ICT化の推進がその解消に大きく役立つことを期待しております。

市におきましては、まずは1人1台の端末整備と情報通信ネットワーク環境の十分な整備に注力されることですが、これが速やかに達成されるとともに、その先のICTを活用した個々の児童・生徒に対する学習支援が充実し、各教科の学習が進むことと、情報教育そのものが進展していくことを強く望みます。また、このハード面での充実を生かすソフト面の充実も今後の課題となってまいります。教員のスキル向上やICT支援員、GIGAスクールサポーターの充実や、ICTの特性を生かした教材の開発などについて、今後さらなる御努力をお願いいたします。

このGIGAスクール構想実現のため、市は国や都の補助金を活用するとともに、教育債を1億7,000万円ほど起債して、その財源に充てられます。また、これと合わせ、そのほかのコロナ対策を中心とする施策推進のため、財政調整基金を6億7,200万円ほど取り崩すことになりました。今後の市財政運営に大きな影響を与える決断であったかと推察いたします。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が大きく後退し、来年度以降の市税収入についても見通しが厳しくなると予想される中、難しい財政運営を迫られることとなりますが、考えつく限りの知恵と工夫、また国や都の施策との連携を進めながら、市長のリーダーシップのもと、この難局を乗り越えていただけるよう、よろしく願いいたします。

そのほか、今回の補正予算においては、保育園、幼稚園や学校等への感染症対策事業を行い、各公共施設の維持管理や修繕の推進、生活困窮者自立支援事業における対象者増加への対応や、マイナーポイントの普及啓発も行っていただきます。これらの事業においても、その効果が最大限に発揮されることを期待します。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、長期戦を覚悟しつつ、今後ともあらゆる状況の変化に柔軟に対応しながら、東大和市民の健康と日常の暮らしを守り、経済活動を支えていかなければなりません。今回の補正予算による各種事業が十二分にその政策効果を発揮することと、他自治体の事例も参考にしながら、さらなる多様な施策展開がなされることを期待します。また、私ども公明党としても、国、東京都と連携を密にしながら、市民生活を支えゆく政策を進めゆくことを決意し、賛成討論いたします。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表して、令和2年度一般会計補正予算（第2号）に対する賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症による市民生活への打撃は、緊急事態宣言が解除された今なお甚大なものとなっています。市には、市民の命と暮らしを守るため、できることを全てやり切ることが求められています。家賃の支払いができず、お店を畳まざるを得ない自営業者や、家計の急変やアルバイト先の休業で退学を余儀なくされている学生、とりわけウイルスから身を守るための防護服すら不足している医療機関等への支援もいまだ不十分であり、抜本的に支援を強化しなくてはなりません。

国の持続化給付金の申請から2週間たっても振込がされない、書類に不備があったかどうかはまだ分からない、問い合わせの電話もつながらないという声が市民からも寄せられています。ようやく始まった特別定額給付金も、まだわずかな人にしか届いていません。都の休業協力金も、まだ申請者に振込が行き届いておらず、国や東京都の支援が遅れている今、困窮する市民に対し、今すぐに市が支援を行うことが求められています。しかし、市は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億2,000万円を歳入として計上していません。東京都からも1億9,000万円の特別交付金があるのにも関わらず、一時的とはいえ、そのまま財政調整基金、積立金に積み上げ、合計4億円以上のコロナ対策費が具体化されていない事態となっています。

例えば八王子市では、第3次補正予算で中小企業支援として3割以上の収入減で家賃補助、大学生の補助として国からの支援から漏れた学生に10万円、800人分の支援が示されました。武蔵野市では、児童育成手当受給世帯へ市独自に3万円の臨時給付、都の感染拡大防止協力金対象外の事業者に対し、市独自で30万円の給付などを始めました。狛江市でも、市独自に児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の各受給世帯への1万円の給付、社会福祉協議会の緊急小口資金受給者に市として3万円の給付、さらに市独自の中小企業者への緊急対策として、国のセーフティネット等の貸付けを受け、店舗等を賃借している方に上限30万円給付するなどの支援策を実施しています。練馬区では、5月6日に臨時議会が開かれ、区独自にひとり親世帯に5万円を給付するひとり親世帯臨時特別給付金の実施や、小学校跡地を利用したドライブスルーPCR検査センターの設置、休校に伴う学童クラブや保育施設への財政補填などが決まりました。東久留米市では、都の休業要請に応え、協力金や理美容給付金を受けた事業者、国のセーフティネット保証などを受けている事業者に5万円の給付を行うほか、子育て世帯への臨時特別給付金1万円に市独自で5,000円の上乗せ支給をすることや、有料の家庭ごみ指定収集袋の減免世帯への配布、妊婦1人に対し5,000円の支給、登園自粛要請に応じた園児への副食費返還、学生を対象に市営自転車駐車場の使用料の返金を行うなど、幅広い市民への支援が実現しています。

5月27日に閣議決定された国の2次補正では、新たに2兆円の交付金が上積みされました。他市の事例も参考に、国と東京都の交付金をフル活用し、GIGAスクールだけでなく、子育て世帯や生活困窮者、市内の医療機関や助産院などの分娩施設、保育園、幼稚園や学童保育所など、保育施設、障害者施設や介護施設への支援、市内自営業者への営業保証や家賃補助、学生への支援を国や東京都に先行して行うために、支援を具体化する補正予算を迅速に組み、速やかに市民に届けることを強く求めます。

最後に、本補正予算で計上されているGIGAスクールの導入に当たっては、子供たちに豊かな学びを保証するために有効なICT活用方法を、現場の教員や保護者とともに追求すること、また子供たちがしっかりとメディアリテラシーを獲得できるよう指導を行うなど、丁寧に進めることを要求いたしまして、賛成討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第32 第36号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第32 第36号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第36号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策としまして、傷病手当金を支給するため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,894万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は2,106万円の増額で、傷病手当金に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の保険給付費は2,106万円の増額で、傷病手当金を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第36号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第33 請願及び陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第33 請願及び陳情の付託を行います。

5月28日、正午までに受理した請願及び陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、2第1号請願及び2第7号陳情につきましては厚生文教委員会に、2第8号陳情につきましては議会運営委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時45分 散会